

## 目次

### はじめに

#### 1 インクルーシブな「学び」の可能性を視野に置いた運営

- (1)「学び」とは何かの確認-どんな障がいでも成立する学び
- (2)文科省の政策及び方向性の確認-国が求める社会教育施設の役割
- (3)障がい者に関する国際基準の確認-障害者権利条約を理解する

#### 2 障がいへの理解促進を実証的に進める

- (1)行政区分の3障がいへの理解-それぞれの特性について
- (2)重症心身障がい者-医療的ケアが必要な障がい者の特性と対応
- (3)発達障がい-適切な対応を理解する

#### 3 オープンな施設・イベントを企画する

- (1)青年学級の歴史と課題-公民館が展開してきた「青年学級」から学ぶ
- (2)芸術活動と障がいの知見を高める-芸術作品や音楽、演劇等の活動との協働
- (3)オープンイベントの事例検討-実際の運営状況の詳細から検討する

#### 4 地域に根差した障がい者への適切なアプローチを検証する

- (1)地域福祉の成り立ちへの理解-福祉行政とのコミュニケーションを会得する
- (2)福祉サービス区分と障がいの現状-福祉行政への理解を深め連携する
- (3)アプローチの方法について-地域状況を理解し適切な関わり合いに向けて

#### 5 民間企業の役割を検討しダイバーシティ社会の場づくりを探究する

- (1)民間企業の役割の再確認-企業の特性を生かした取組を推進
- (2)地域での事例と考え方・動き方から学ぶ-自治体・NPO(市民)主体編
- (3)地域での事例と考え方・動き方から学ぶ-医療法人・学校法人主体編

トークセッション 社会教育施設の作り方・考え方・動き方トークセッション 青木雅樹・引地達也  
コラム 障がい者の生涯学習の風景1 「おんがくのじかん」の「重症心身障害」の反応を社会で共有する

コラム 障がい者の生涯学習の風景2 藤沢市のメタバースが描く未来

コラム 障がい者の生涯学習の風景3 障がい者の就労とキャリアアップ

コラム 障がい者の生涯学習の風景4 重症心身障がい者と「学び」の枠組み

コラム 障がい者の生涯学習の風景5 秋田の熟議が生む垣根のない生涯学習

コラム 障がい者の生涯学習の風景6 地域のリソースを活かす-松山の俳句

コラム 障がい者の生涯学習の風景7 重度障がいの「進路」を考える柔軟性と可能性

コラム 障がい者の生涯学習の風景8 「はっぴーそんぐ」を共有して生まれるハッピーを感じて

コラム 障がい者の生涯学習の風景9 調理メニューの豊富さ、完璧な味が「学び」の証し

おわりに

研修用整理ノート

はじめに

「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」

教育基本法第 3 条で示された生涯学習の理念から文部科学省では第 3 期教育振興基本計画に基づき「生涯教育社会」に向けた方策が整備されている。特に最近では職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進を含み、地域の公民館等の社会教育施設では学び直しに関する講座や高齢者向けの学びの講座等の開催が継続的に行われている。

一方でこの流れにあって、配慮すべき障がい<sup>1</sup>者に対する「生涯学習」の機会は必ずしも多いとは言えない。「国民一人ひとり」の中に当然含まれるべき要配慮者への生涯学習の機会提供を社会教育施設がどのように示し、そして実行していくかは、2014 年に日本が障害者権利条約に批准したことでますます必要性が高まってきている。

同条約の第 24 条では締約国に対し「この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」と規定している。批准を受けて文部科学省は 2017 年に生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を設置、2018 年に文部科学省は「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を設置し、2019 年、最終報告書「障害者の生涯学習の推進方策について一誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して一」を提示し、障がい者の生涯学習の推進方策の方向性を示した。

本ガイドラインは文部科学省が障がい者の生涯学習を推進する政策として自治体や教育委員会、大学、民間団体に研究を委託する事業<sup>2</sup>の一環として 2022-2024 年度に研究・協議した内容を整理したもので、一般社団法人みんなの大学校が受託し、全国で文化ホールや博物館、美術館を指定管理として運営するサントリーパブリシティサービス株式会社と研究・検討した。さらに文科省により各地で展開されている委託研究事業や各地域に分けた啓もう・普及のための共生社会コンファレンスで示された事例、訪問調査を踏まえ、どこの地域・施設でも活用ができることを見据えて事例を盛り込んでいる。

インクルーシブ教育の推進やダイバーシティ社会の実現等のキャッチフレーズにより誰もが同じように学べる、集える環境を整えるのはもはや前提であり、そこから社会教育施設は地域のコミ

---

<sup>1</sup> 「障がい」の表記は障害の「害」の持つイメージから与える影響を鑑み、基本的に「障がい」と表記している。固有名詞に関してはそのまま「障害」と表記している。

<sup>2</sup> 文部科学省令和 5 年度「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」における「各種障がいへのオンラインでの学びと SDGs 講座及び指定管理業者との場づくり研究」事業

ユニティの核として地域住民の可能性を広げていく舞台としての機能が期待されている。地域活性の重要なファクターとして活躍することも念頭に、ガイドラインは5項目から社会教育施設の運営者や指定管理業者、自治体そして生涯教育の携わる方々に有効な内容とした。

さらに事例の考え方に関するコラム記事も織り交ぜ、利用する方が読みやすく、かつ行動につながるような体裁にしている。末尾には15回に分かれた項目と対応する「研修整理ノート」を付け加えたので、是非活用してもらいたい。

## 1 インクルーシブな「学び」の可能性を視野に置いた運営

### (1)「学び」とは何かの確認-どんな障がいでも成立する学び

障がい者に向けた学びを提供する際の障がいは身体障がい、精神障がい、知的障がいのいわゆる3障がいを指しているが、特に生涯学習を提供する際に「知的障がい者にどのような学びを提供できるのか」との議論になることは多い。

公立の公民館での青年学級でも、福祉サービスを使って学びのプログラムを提供する事業所でも、関係するスタッフや関係者が共有しているその学びの大切さは、外部にはなかなか伝わらないのが現状であり、それは学びが評価ありきの「学習」寄りのイメージが強いことが影響している。義務教育及び高校までのテストによる評価が伴う学習を学びだと考えるのは当然かもしれない。そのほかにも資格を取るための学習、何らかの褒賞や地位を獲得するための学びも何らかの基準に即した評価を伴い、同時にその評価とは合否を決めることにつながってくる。その評価を伴う学びは一律に判断基準を示す方式であり、知的障がい者を含む誰もが享受する学びには馴染まないことになる。

従って、インクルーシブな「学び」とは、学ぶ本人がその能力に応じて「学んだ」ことを成果として認識することで、誰もが学べることを保障し、周囲もその学んだことそのものを評価するプロセスが欠かせない。

学びを提供する側がイメージする学習の習得度は、障がい者のそれぞれの特性によって到達できない可能性もあるが、学ぶ側にとってはそれが十分に達成された学びになっているケースもある。提供者や評価者が示した基準に到達するかどうかは問題ではなく、その人が学びに取り組んだこと、周辺はその事実を共有することで学びは成立する。そう考えれば、障がい者の生涯学習では、場づくりにより参加を容易にすることで、参加を促進することが重要で、参加の結果、参加者と関係者がその提供した学びの成果を共有し、どんな人でも学びが達成されることになる。

さらに学びとは新しいものに出会い反応していくプロセスでもあるから、学びの場の中で新しい言葉や人、モノに出会い、そこで自分を発揮していく時間そのものが学びであり、その積み重ねが人生を豊かにする学びとして蓄積していくと考えられる。

### (2)文部科学省の政策及び方向性の確認-国が求める社会教育施設の役割

文部科学省の諮問委員会が出された障害者の生涯教育に関する基本的な考え方と政策の方向性を学習し、その中で学習を行う場の在り方と推進する人員の行動のあるべき姿を考え、行動する。

#### ■強化策の中の社会教育施設

文部科学省は2017年、各教育委員会に対し「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」との通達で当時の松野博一文科相による「特別支援教育の生涯学習化に向けて」を伝え、障がい者の生涯学習活動の推進を依頼した。2018年設置の「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」は2019年3月に報告書「障害者の生涯学習の推進方策について 一誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して一」

をまとめた。

これを受けて文科省は「障害者の学びに関する当面の強化策 2019－2022」を打ち出し推進してきた。この中で社会教育施設関連の強化策は、「都道府県、市町村に期待される取組」として項目1及び5に明記された。以下に挙げる。

1. 障害者の多様な学習活動の充実

(都道府県と市町村の連携による、地域における障害者の学びの場の確保)

都道府県と市町村が連携しながら社会教育施設等において障害の有無にかかわらず学ぶことができる講座を実施したり、都道府県及び市町村が、障害者の学びの場づくりに携わる関係機関・団体と連携して、地域の実情に応じて学びの場を確保したりすることが求められる。

5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

(1)都道府県、市町村における連携体制の構築、学びの場の確保

(庁内連携、関係機関・団体等との連携の推進、域内の学びの場の確保)

学校卒業後の障害者の学びは、生涯学習に加え教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の分野と密接に関わりながら展開されること、学びの場づくりは、社会福祉法人やNPO法人、企業等において幅広く行われている実態があることを踏まえ、特に市町村には、例えば関係者が集う協議会を設けることなどにより、障害者学習支援担当が庁内の関係部局、外部の関係機関・団体等と連携し、域内の障害者の学びの場に関する情報収集をした上でホームページ等において情報提供することが望ましい。都道府県は、市町村による情報収集・提供の取組が円滑に推進できるよう、市町村からの相談への対応等の支援を行うことが望まれる。

なお、都道府県においては、障害者の自立と社会参加を促進する観点から、「障害者芸術文化活動支援センター」を設置し芸術文化活動を行う障害者本人や事業所等に対する相談支援、芸術文化活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくり、発表の機会の創出などを行っていることから、こうした動きとの連動を図り対応の強化を図ることが期待される。(社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、博物館協議会等への特別支援教育・障害福祉関係者の参加)

社会教育に関して教育委員会や社会教育施設の長に助言をする役割を果たす社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、博物館協議会等に、特別支援教育に携わる教員や障害福祉関係者、障害者等の参加が進むよう、各機関の運営を見直すことが望ましい。

各機関において、生涯学習・社会教育と特別支援教育、障害福祉の関係者のネットワークの構築を図り、学校卒業後における障害者の学びの場の整備・拡充や情報共有の仕組み等について協議・審議することで、学校卒業後における障害者の学びをよりよく支援するための環境整備につなげていくことが望まれる。

(3)障がい者に関する国際基準の確認-障害者権利条約を理解する

2014年に日本が批准した障害者権利条約の生涯学習の考えを深く理解し、障がい者が学ぶことの国際基準を身に着け、インクルーシブ&ダイバーシティの感覚を磨く。

## ■権利条約の解釈をめぐる議論

2006年に国連総会で採択された障害者権利条約は、障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めた。日本は翌年、114か国目として署名し、2014年に批准した。

教育関係の条文としては、第24条の1項及び2項がある。1項は「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度(an inclusive education system)及び生涯学習を確保する。(後略)

2項は「締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する」として、「(a)障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと(not excluded from the general education system)及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」を規定している。

障害者権利条約の前段に1990年から始まった「国際識字年」がある。1985年、パリで第4回国際成人教育推進委員会が開催され、成人教育が国家の発展に果たす意義を確認し、世界人権宣言や教育差別撤廃条約の趣旨にそって女性、少数民族、青年、高齢者、障害者等への対応やNGOとの連携、新しい情報機器の積極活用等が議論された。NGOの国際成人教育協議会(ICAE)が「学習の権利」宣言を提案し、満場一致で採択。同宣言は「読み、かつ書く権利」「質問し、吟味する権利」「構想し、創造する権利」「自分自身の世界を読み取り、歴史を綴る権利」「教育的資源に接する権利」「個人的・集団的技能を発展させる権利」が明記された。

1997年、ユネスコ<sup>3</sup>(UNESCO)の21世紀国際教育委員会は、報告書『学習一秘められた宝』で「知ることを学ぶ」「なすことを学ぶ」「共に生きることを学ぶ」「人間として生きることを学ぶ」を生涯学習の4つの柱と位置付けた。これを受けてドイツのハンブルクでの第5回国際成人教育推進委員会「ハンブルク宣言」が採択された。この宣言は「成人学習は、社会への完全な参加と市民活動のための条件であること、そして個人の発達と社会の発達が非常に強い関係にあり、人権を基礎とした参加型の社会の実現こそが公正で持続的な発展をなしうること、さらに、生涯学習の枠組みの中で成人学習の可能性を一層追及すべきこと」が強調されている。そのため「持続可能で公正な発展を導く人間を主人公とする発展と人権の十全な尊敬に基づく参加型社会」の構築が明確化した。

このように、障害者権利条約の生涯学習をめぐる動きに関する知見や根拠は欧州中心に唱えられており、生涯学習の推進に向けてはこれらの国際社会における背景にも注目したい。

---

<sup>3</sup> 国連傘下で教育、科学、文化、コミュニケーション分野の専門機関組織として1946年に設立。1985年にパリで第4回国際成人教育推進委員会が開催、成人教育が国家の発展に果たす意義を確認し、世界人権宣言や教育差別撤廃条約の趣旨にそって女性、少数民族、青年、高齢者、障害者等への対応やNGOとの連携、新しい情報機器の積極活用等が議論された。

## 2 障がいへの理解促進を実証的に進める

### (1) 行政区分の3障がいへの理解-知的・精神・身体それぞれの特性について

障がい者の3区分の認定プロセスと各障がいに関する福祉サービスの差異、各障がいの中にある区分、疾患の種類などを学び、その対応も視野に入れる。

#### ■障がいの種類や分類

障がいのある人が福祉サービスを受けるには「障害者手帳」を保持する必要がある場合が多い。身体に障がいのある人は身体障害者手帳、知的障がいのある人は療育手帳等(都道府県によって呼称が異なる)、精神に障がいがある人は精神障害者保健福祉手帳がある。手帳交付の根拠としては身体障がい身体障害者福祉法、療育手帳が1973年の厚生事務次官通知「療育手帳制度について」、精神障がい精神保健及び精神障害者福祉に関する法律である。交付はそれぞれ都道府県知事、指定都市の市長(一部中核市の市長等)が交付主体となる。すべての手帳保持者は障害者総合支援法の対象となり、支援策を受けられる。2023年現在、保持者は身体障害者手帳が約500万人、療育手帳が約120万人、精神障害者手帳が約130万人。

各障がいの分類としては以下がある。以下は行政表記に準ずる。

#### 【身体障害】

- ・視覚障害
- ・聴覚・平衡機能障害
- ・音声・言語・そしゃく障害
- ・肢体不自由(上肢不自由、下肢不自由、体幹機能障害、脳原性運動機能障害)
- ・心臓機能障害
- ・じん臓機能障害
- ・呼吸器機能障害
- ・ぼうこう・直腸機能障害
- ・小腸機能障害
- ・HIV 免疫機能障害
- ・肝臓機能障害

#### 【療育手帳】

- ・知的障害

#### 【精神障害】

- ・統合失調症
- ・気分(感情)障害
- ・非定型精神病
- ・器質性精神障害(高次脳機能障害を含む)
- ・発達障害
- ・その他の精神疾患

さらに各手帳には等級があり、その主な判断基準は各手帳によって決められている。

身体障害者手帳は、上記の分類に分けられた基準に従い、症状の種類、日常生活での支障の程度により、1 級から 7 級の等級に分類する。手帳は、6 級以上の障害に対して交付される。

療育手帳<sup>4</sup>は各自治体によって名称と等級の呼称が違う。東京都の名称は「愛の手帳」で、等級は 1 度(最重度)、2 度(重度)、3 度(中度)、4 度(軽度)と表記している。1 度は、知能指数(IQ)がおおむね 19 以下で、生活全般にわたり常時個別的な援助が必要である。言葉でのやり取りやごく身近なことについての理解も難しく、意思表示はごく簡単なものに限られるため、外出の際でも支援が必要なケースは多い。2 度は IQ がおおむね 20 から 34 で、社会生活では、こども個別援助が欠かせない。単純な会話は可能で生活習慣であれば、言葉での指示を理解する。個別援助を必要とする場合は多い。

3 度は IQ がおおむね 35 から 49 で、援助を得ながらの社会生活が可能。ごく簡単な読み書き計算を生活場面で生かすのは難しい。日常会話での配慮も必要である。4 度は IQ がおおむね 50 から 75 で、簡単な社会生活での行動は可能で、日常生活では身の事柄を理解できるものの、変化への対応は苦手である。複雑化した会話も難しい。

精神障害者手帳は、1 級、2 級、3 級の 3 等級に分かれ、精神疾患の状態及び能力障害の状態の両面から総合的に判断する。数字が低いほど重度で、1 級は日常生活が困難な状態の人、2 級が日常生活に著しく制限を受けるか加えることを必要とする程度。3 級は、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか加えることを必要とする程度である。

## (2)重症心身障がい者について-医療的ケアが必要な障がい者の特性と対応

重症心身障がい者の区分やたんの吸引、人工呼吸等の医療的ケアの種類を理解した上で社会活動への参加における障壁や支援の在り方を理解する。

### ■重症心身障がいに関する区分と対応の方法

重度障がい者は、日常生活が困難であり日常的に医療的ケアが必要な状況にある障がい者のことを指すが、本稿は「大島分類」<sup>1</sup>による「重症心身障害」を中心に考える。これは、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態であり、行政上の措置を行うための定義である。国が明確な判定基準を示していない中で一般的な分類である。日本の重症心身障がい児者は約 43,000 人と推定されており、この数は現在、増加傾向で医学・医療の進歩・充実により超低出生体重児や重症仮死産などが減少したことが大きな要因と考えられている。

表 1:大島分類での重症心身障がい児者

<sup>4</sup> 大阪府での名称は療育手帳で等級は重い順から A、B1、B2。名古屋市では愛護手帳で重い順から 1 度、2 度、3 度、4 度である。一般的には療育手帳という。



					IQ
21	22	23	24	25	80
20	13	14	15	16	70
19	12	7	8	9	50
18	11	6	3	4	35
17	10	5	2	1	20
					0
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり	
運動機能					

表 1 が大島分類での重症心身障がい児者を示したもので 1-4 の数値で示された太枠範囲のものが中心となるが、IQ が 80 程度あるものの身体が動かない方も重度障がい者に一部加えている。大きな特徴を以下、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会の資料を参考にまとめた。

表 2:重症心身障がい児者の特徴(社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会のホームページから筆者が編集・作成)

姿勢	寝たままで自力では起き上がれないケースが多い。
移動	自力では困難、寝返りも困難、座位での移動、車椅子など必須。
排泄	全介助。7 割以上が「知らせることが不可」「始末不可」
食事	自力では不可。誤嚥(食物が気管に入ってしまう)を起こしやすい。きざみ食、流動食が多い。
変形・拘縮	手、足が変形または拘縮、側彎や胸郭の変形を伴う人が多い。
筋緊張	極度に筋肉が緊張し、思うように手足を動かすことができない。
コミュニケーション	言語理解・意思伝達が困難、表現力は弱い、笑顔で応える。
健康	肺炎・気管支炎を起こしやすく、70%以上の方がてんかん発作を持つ。痰の吸引が必要な人が多い。

これらの条件を前提にした重症心身障がい者は社会で生きる上で困難が伴うことは当然であるが、その基本であるコミュニケーションについても一般的なやりとりを行うには介護者もしくは支援者、デバイスがなければ出来ない状態である。

この重症心身障害者の中には生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器<sup>2</sup>が必要な児童である医療的ケア児も含まれている。2021 年 6 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定された背景には、医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加がある。「在宅の医療的ケア児の推計値(0-19 歳)」は 2005 年の 9987 人から 2019 年に 20155 人の 2 倍以上に増加しており<sup>3</sup>、医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援が課題となる中で、同法は5つの基本理念を示し、国や自治体への責務を課した。

基本理念とは以下 5 つである。

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援

- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
- 3 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

その上で国や自治体には「医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援」「医療的ケア児及び家族の日常生活における支援」「相談体制の整備」「情報の共有の促進」等の支援措置を促し、都道府県には「医療的ケア児支援センター」の設置を求めている。

この法律は医療の発展によって医療的ケアが必要な児童に焦点を当てた法律であるが、いずれ児童は成人になる。切れ目ない支援の中で成人になった医療的ケア者への新しい制度やサービスが必要となる可能性は高い。すでに基本理念の3で「医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援」の中には成人後の対応も含まれていると考えれば、今後の法的なアプローチの議論も進むと思われる。

この重度障がい者及び医療的ケア児については、支援者がいなければ社会とのコミュニケーションは成立しないことから、支援者や家族が当事者の考えや意見を汲みながら、もしくは状況を知った上で、その考えや状況を整理し外部に説明する等の手順が必要の場合が多く、「学び」に関する活動は、それら媒介者の役割は大きい。当事者同士の直接的なコミュニケーションが難しく、直接的に人のネットワークを築きにくい状況ではコミュニティに属せない現実があり、形成されるのは媒介者による支援コミュニティとなり、そのコミュニティとのコミュニケーションが社会とのコミュニケーションとなるのが、コロナ禍までの重度障がい者及び医療的ケア児者が関連する社会とのコミュニケーションであった。

この法律の制定には医療的ケア児やその保護者を支援する団体が関係者の要望を集め、媒介したコミュニケーションにより要望をまとめた言葉、具体的な施策案として政府に要求したことが、成立に大きく影響している。

現在、訪問学習の充実を目指し地域で重度障がい者への訪問学習に取り組む団体で構成される「重度障害者・生涯学習ネットワーク」は文科省の障がい者の生涯学習推進を受けて結成され、各地で活動する15団体(2023年現在)が情報交換をしながら全国での連携を模索している。社会教育施設が重度障がい者に対するアプローチは経験が浅い分野でもあり、これらの先進の活動から得ている知見に注目しながら各地域での活動を促進する役割も意識したい。

### (3)発達障がいについて-発達障がいを細分化し、適切な対応を理解する

発達障がいの中でも知的障がいのないASD(自閉スペクトラム症)やADHD(注意欠如/多動症)等は目に見える形での表面化を伴わず、外部には分かりづらく、伝わりにくい障がいとされる。これらの理解に向け発達心理学の見地から学び、コミュニケーションの特性を考え、対応する。

#### ■子どもから大人まで

発達障がいは発達障害者支援法で「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通

常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と法律上は定義されている。文部科学省によると、これら発達障がいの可能性のある児童生徒は、全ての学校・学級に在籍していると考えられ、2012年の調査では通常学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒は6.5%という。

最近では大人になってから発達障がいを認識する大人の発達障がいも増加している。これは大人になるまで障がいに気が付かないまま、大人になって初めて発達障がいと診断されるケースをいう。結果として、行動、コミュニケーション、社会への適応への障がいとなって表出する。

厚生労働省は「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」をオンラインで開設し、社会への理解を促進しており、各発達障がいの特徴と周囲の対処法を分かりやすくまとめている。

特性は、自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)の特性は「相手の表情や態度よりも、文字や図形、物のほうに関心が強い」「見通しの立たない状況では不安が強いが、見通しが立つときはきっちりしている」「大勢の人がいるところや気温の変化などの感覚刺激への敏感さで苦労しているが、それが芸術的な才能につながることもある」。学習障害(時局性学習障害)は「『話す』『理解』は普通にできるのに、『読む』『書く』『計算する』ことが、努力しているのに極端に苦手」。注意欠陥多動性障害(注意欠如・多動性障害)が「次々と周囲のものに関心を持ち、周囲のペースよりもエネルギーに様々なことに取り組むことが多い」。その他の発達障がいとして「体の動かし方の不器用さ、我慢していても声が出たり体が動いてしまったりするチック、一般的に吃音と言われるような話し方」を挙げている。

これら障がいに対する配慮のポイントは以下とされる。

障がい	配慮のポイント
自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く。</li> <li>・肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫(「○○をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容や図・イラストなどを使って説明するなど)。</li> <li>・スモールステップによる支援(手順を示す、モデルを見せる、体験練習をする、新しく挑戦する部分は少しずつにするなど)。</li> <li>・感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う(イヤーマフを活用する、大声で説明せずホワイトボードで内容を伝える、人とぶつからないように居場所をつい立てなどで区切る、クーラー等の設備のある部屋を利用できるように配慮するなど)。</li> </ul>
学習障害(時局性学習障害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く。</li> <li>・得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする(ICTを活用する際は、文字を大きくしたり行間を空けるなど、読みやすくなるように工夫する)。</li> <li>・苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減する、柔軟</li> </ul>

	な評価をする。
注意欠陥多動性障害(注意欠如・多動性障害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く。</li> <li>・短く、はっきりとした言い方で伝える。</li> <li>・気の散りにくい座席の位置の工夫、わかりやすいルール提示などの配慮。</li> <li>・ストレスケア(傷つき体験への寄り添い、適応行動ができたことへのこまめな評価)。</li> </ul>
そのほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く。</li> <li>・叱ったり拒否的な態度を取ったり、笑ったり、ひやかしたりしない。</li> <li>・日常的な行動の一つとして受け止め、時間をかけて待つ、苦手なことに無理に取り組まず、できることで活躍する環境を作るなど、楽に過ごせる方法を一緒に考える。</li> </ul>

これらの分類はあくまで、各種別に分類した際に示される特性である。障がいの特性は個人差があり、その特性はまだら模様であり、それぞれの特性の多寡や出方の違いなど一様ではない。周囲が当事者を正しく理解するためには、当事者との対話が必須である。その対話の中で当事者しかわからない周囲との違和感や抱えている困難さ、つきまとう生きづらさを知ることが最も重要である。

さらに表でも示している通り、学びを推進するためには、柔軟な評価が欠かせない。個人の特性を理解しながら個別の「評価」を心がけたい。

### 3 オープンな施設・イベントを企画する

#### (1) 青年学級の歴史と課題-公民館が展開してきた「青年学級」から学ぶ

1953 年に青年学級振興法の制定により広がった青年学級と公民館での取組を振り返り、地域の「学び」の中核として機能してきた社会教育施設のポテンシャルを深く考える。

#### ■ 仲間づくりと交流の場

社会教育法を根拠に 1953 年、市町村によって設置された青年学級は学習を求めている勤労青年や知的障がい者が卒業後に学ぶ貴重な機会だった。高等教育の充実や進学率の上昇により青年学級を推進してきた青年学級振興法は 1999 年に廃案となるが、知的障がい者向けの青年学級は数は多くないものの今も活発に活動している地域がある。

日本で最初の知的障がい者の青年学級は、1964 年開設の東京都墨田区による「すみだ教室」である。卒業生の同窓会活動が青年学級開設につながったとされる。青年学級の主催は市区町村の教育委員会や社会福祉協議会、手をつなぐ育成会等が多い。

学級という名目であるが、活動の目的は「仲間づくり」「交流」「余暇の活用」「自立に向けた知識」「一般常識」が占める。全国では関西と関東の都市部を中心として約 500 余りと言われるが、スタッフの高齢化等により存続の危機にある学級も少なくない印象である。

東京都国分寺市の「くぬぎ教室」は国分寺市立第二中学校の心身障害学級の卒業生と担任教員によって 1970 年に発足した「卒業生の会」から始まった。本多公民館に対し保護者団体から事業化の要望が出され、1976 年に本多公民館主催の「くぬぎ青年教室」が誕生した。

国分寺市教育委員会によると、参加者増加により、2005 年に並木公民館を会場にした「並木くぬぎ青年教室」を新設し、居住地域で分かれて参加することになった。さらに 2012 年に本多と並木公民館くぬぎ教室の参加者のうち知的障がいの軽度の方を中心にした「くぬぎステップアップ教室」を恋ヶ窪公民館に開設、卒業制度を導入した。

国分寺市立公民館くぬぎ教室実施要綱第 3 条によると、目的は以下 4 項目である。(1) 相互の個性を認め合い、人格を大切にすると人間尊重の精神に基づく人間関係を築く。

(2) 教室の活動を通し、経験を積み重ねることにより、自ら生きていく力を育む。

(3) 教室の活動を通し、市民として社会生活を営む力を培う。

(4) 教室の活動を通し、自主的な団体活動ができる力を育む。

国分寺市立公民館くぬぎ教室実施要綱 第 4 条 第 2 項から第 4 項に記載の参加対象者は、以下 4 項目である。

(1) 愛の手帳(東京都療育手帳)の交付を受けた者のうち、障害の程度が 2 度から 4 度までのもの

(2) 市内在住者であって、年度当初で満 18 歳以上の者

(3) 本人が来館又は保護者等が送迎可能な者

(4) 教室の活動に当たって、継続的な集団活動及び社会教育活動を理解し参加を希望する者

本多公民館の活動は広いホールを利用して、体を動かすプログラムや各種講座や手作業体験、音楽を楽しんでいるという。参加者や運営スタッフは、10代から60代まで。活動は5月から3月までの第1日曜日の午前10時～午後3時。その他、年に4回程度「サロンの日」を開催している。定員は40人。

参加者の感想には「みんなに会えるくぬぎ教室の時間がたのしみ！！」等のポジティブなものが多い。

このような青年学級の活動は地域のボランティアに支えられている面もある。最近ではボランティアや受講者の高齢化が課題になっている報告もある。青年学級の歴史を踏まえ、運営の最適化を目指す中で市民団体や地域NPOとの連携を深め、新しい形を模索する時期なのかもしれない。

(2) 芸術活動と障がいに関する知見を高める-芸術作品や音楽、演劇等の活動と障がい者の取組に関する全国の事例を参考にする

「ギフトド」と呼ばれるような障がい者の可能性に着目しながらも、その学びの確実性や公平性を担保しながら、芸術や音楽などで可能にする学びの場を実践から学び、考える。

#### ■ アートの可能性

鳥取市中心市街地では障がいと共に生きる人々のアートが街を彩るイベント「フクシ×アート WEEKs」が2019年から開催されている。2023年は10月から11月にかけての30日間で、異なる切り口の5つの作品展とフォーラムやマルシェ、連携企画などが展開された。主催は鳥取市、鳥取県、鳥取市商店街振興組合連合会、鳥取市中心市街地活性化協議会等で構成される実行委員会。事務局は地域で障がい者のアート活動を展開し、就労継続支援B型事業としてもアートを取り入れている「一般社団法人アートスペースからふる」である。

このアートとは、「障がいと共に生きる人々のアート」であり、イベントは「アートを通じて、いつもの“まち”がいつもと違って見えてくる。この30日間で、障がいと共に生きる人々への理解と、誰もが楽しく暮らせる社会を考えるきっかけになれば幸いです」との趣旨。共に生きることにアートを媒介することで、街の活性化など大きな広がりを感じさせる内容である。

静岡県浜松市のNPO法人クリエイティブサポートレッツは同市中心部に位置し、そこで複数の福祉事業を行っているがデザイナーの久保田翠理事長は自分たちを「アートのNPO」と定義づけし、絵を描いたりではなく、社会の価値観を壊していく、疑っていくのが、役割、との認識である。

同法人で運営する3か所では福祉、文化センターが併設し「多様な人が集まってごちゃごちゃやろう」というのが狙い。この場所を浜松の中心市街地に置くのも大きな意味があるという。就労継続支援B型事業として通所する重度知的障がい者には「作業はありません」。その市街地のど真ん中で「一日中好きなことをやる」ことが、基本的な考え方である「ありのままを認める存在を尊重する」であり、これをアート表現として「表現未満、」な存在、として発信している。

例えば、毎日水をかぶる行為をする青年、自分のルーティンをもくもくと行う人は壁にカレンダーを作る、床に絵を描く人、短冊のようなものを作り続ける人。これらはすべて「表現未満、」とし

て当たり前肯定される。久保田さんは、「共に生きる」ことは「難しい」としつつも「その人を理解するからお互いに知り合う。まずは、彼の行為は何かを話す機会を設ける」から始まるとし、そのために同法人では配信や「玄関ライブ」「クラブ・アルス」のイベントを実施している。

(3)オープンイベントの事例検討-オープンキャンパス等、実際の運営状況の詳細から検討する「学び」のコンテンツ以外の会場の設定やスタッフのコミュニケーション等を含めオープンイベントの適切な在り方について運営を重ねながら考える。

#### ■ イベントで何を得るのか

一般財団法人福祉教育支援協会は 2018 年度、障がい者の生涯学習に関する研究委託事業が埼玉県和光市での「市民と障がい者と学びあうオープンキャンパス」であった。約1年間をかけて、市民に対して障がい者との関わりに関するレクチャーを行い、「関わり合い」に重きを置いて、市民と障がい者が 7-8 人のグループに分かれてテーマに沿って街歩きを行い、その魅力を壁新聞で発表するという 2 日にわたるプログラムであった。

この取り組みはその後、同市の市民グループと福祉サービス事業者を中心に街の美化活動等につながり、恒常的な関わり合いのきっかけとなった。

また藤沢市では、NPO 法人藤沢市民活動推進機構が主催の「Fujisawa メタパラダイス of Arts」を年 1 回開催している。障がい者の作品を発表するフェスティバルのメイン会場をメタバースで実施しているイベントである。目的は「学ぶことに関心が持てなかったり、馴染みのなかったりする障害者が、アート活動を活用した新たな学習プログラムを通じて、自分の想いや考えを自分の方法で表現する場をつくること」という。仮想現実空間の中で展開されるコミュニケーションを基本にしたプログラムでは、障がい障がいでなくなる可能性もあり、今後の展開が楽しみな分野である。

さらに街で出会う人々とアートを通じて相互に学び合う生涯学習の機会を提供することも狙い、サテライト会場(サンパール広場)では直接的な体験会も行う。

この NPO は「つなぐ・支える・うごく」をキーワードに、「NPO を応援する NPO」であり、地域の市民活動を盛り上げるための存在を基本としている。福祉や教育とは関係のないこのような NPO が媒介役となって新しい価値を示していく事例である。

福祉と芸術や教育はこれまで縦割り行政の中で融合しにくかった分野であり、今後も地域の NPO の活動が期待され、社会教育施設を使ったプログラムも地域と施設のつながりを柔軟な考えで推進していきたい。

## 4 地域に根差した障がい者への適切なアプローチを検証する

### (1) 地域での福祉の成り立ちへの理解-各地域での福祉行政とのコミュニケーションを会得する

地域及び自治体によって福祉サービスの提供のプロセスや障がい者との関わり等に差があるために、地域の実情を理解し、その経緯と「共生社会」の未来像を共有し、その中での「学習」提供を考える。

#### ■ 社会福祉協議会と自治体の役割

障がい者に地域での社会教育施設で、学びのプログラムを提供する際には、障がい者の多くが地域から福祉サービスを受けており、自治体との関わりが前提として日中活動が成立しているケースは多い。この自治体の方針によって障がい者の置かれた状況が決まるが、その地域福祉の情勢を各地域で社会教育施設に従事するスタッフは認識しておく必要があるだろう。

その情勢には、各自治体だけではなく各福祉サービス事業者や地域社会をつなぐ各地域の社会福祉協議会の存在は欠かせない。福祉協議会は、1951年制定の社会福祉事業法に基づき、社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織。全国社会福祉協議会によると、「地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる『福祉のまちづくり』の実現をめざしたさまざまな活動」を行っているとし、ここでの地域福祉は、「それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方」と定義する。

2000年に改称した「社会福祉法」では「福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、社会福祉の方向性をあらためて示した」とも示しており、社会参加や文化とのふれあいの推進もその役割となっている。

しかしながら、現状は福祉サービスの提供に関する業務に追われているのが実態であろう。この状況から文化的な生活を目指した関わりを視野に、文化事業者からのアプローチが求められる。社会福祉に関する行政と社会福祉協議会の役割を確認しながら、文化的生活を営むという誰もが同じ権利のもとで、社会教育施設の間を提供することを考えたい。

### (2) 福祉サービス区分と障がいの現状-福祉行政への理解を深め連携の素地を確保する

学びの対象者は障がい者手帳保持者を中心に行っていることを考え、地域内の福祉サービスの内容を理解し、行政が施行している制度やビジョンを捉え、学びの可能性を思考する。

#### ■ 障がい福祉サービスの体系

厚生労働省によると、障がい福祉サービスは「障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる『障害福祉サービス』と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる『地域生活支援事業』に大別」されるとしているが、前提としてサービスの利用は、障がいのある人がどのような生活を営みたいかの希望を受けた上で話し合われ、決定されるのが原則である。



その上で障がい者のための「障害福祉サービス」は「介護給付」「訓練等給付」に大別される。当事者の生活を豊かにするために支援する「介護」と、少しでも自分ができるように向かう「訓練」との位置づけであるが、この支給決定については各自治体が行い、その基準や見解には地域によってそのプロセスや考え方に差異がある。またサービスには就労移行支援等、利用期間の制限があるものと、制限のないものがあり、この期限により福祉サービスを提供する側の役割が固定化され、柔軟なサービス提供の妨げになっているケースもある。

障がい福祉サービス等の体系は以下である。

#### 【介護給付】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う(日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む)
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

#### 【訓練等給付】

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の

	介護、日常生活上の援助を行う
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

上記のサービスはさらに訪問系が「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」、日中活動系が「短期入所」「療養介護」「生活介護」、施設系が「施設入所支援」、居住支援系が「自立生活援助」「共同生活援助」、訓練系・就労系が「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」「就労定着支援」として位置付けられる。

これらのサービスを受けながら生活している障がい者にとっては、余暇を自分の力で楽しむことにも困難な人も少なくない。そのため、サービスによっては余暇支援をプログラムの中に組み込む場合もあるが、文化的な活動や学びに関する内容の充実には至っていないのが現状である。

(3)アプローチの方法について-地域で障がい者が置かれている状況を理解し適切なアプローチを考える知見を養う。その前提として、福祉サービス事業者と連携し、障がい者とのコミュニケーションの手法を考え、学びへのアプローチがスムーズにいくプロセスを確保する。

#### ■余暇支援の充実を目指して

障がい者が福祉サービスにより日常行動が計画されている場合、余暇活動の充実は必須である。レクリエーションや音楽、文化的な作品の鑑賞等、いわゆる生産活動や訓練等と呼ばれる時間から解放されて、自分らしく時間を過ごすのが余暇活動の重要なポイントである。

丸山(2016)は「知的障害者の余暇に関しては、余暇活動の幅の狭さが指摘されてきた。テレビを観たり、音楽を聴いたり、ゲームをしたりして余暇を過ごす人が多い。余暇についての家族依存も問題である。最近ではガイドヘルプの活用もみられるが、余暇のさらなる充実について考えていく必要がある。そのために重要になるのは、余暇活動の質に目を向けることである。余暇活動に参加する本人の思いに着目することが求められるし、消費と深く結びついた余暇への批判的視点をもつことも必要である。また、障害の程度にも関心を払いながら、余暇活動の拠点を確

立していくことが大切になる」<sup>5</sup>と指摘している。

特に最近では自宅と通所先・勤務先の往復だけの社会ではなく、余暇や自分の好きな分野での取り組みや仲間や知り合いのいる「第三の場所」(サードプレイス)づくりが重要との指摘は多い。文科省の2022年度調査では、障がい者の生涯学習の機会が「ある」と回答したのが約4割と上昇傾向にあるものの、半数以上は「ない」との認識である。

そのため、各施設は企画者ととも、福祉領域の行政や各種団体、福祉サービス事業者に対し積極的に参加の呼びかけをすることを心がけたい。

その対象は、各自治体に設置されている社会福祉協議会と福祉サービス事業者、特別支援学校である。社会福祉協議会は地域福祉のハブとして当事者からの相談支援をはじめ、当事者を中心とした支援の連携や仕組みづくりを主業務としている。支援の一環として文化的生活を送る重要性を共有し、どの地域でも社会福祉協議会と社会教育施設が連携できる仕組みを構築したい。

福祉サービスについては、(2)で示したサービス体系を理解した上で、各種訓練をするにおいても、社会教育との接触は将来にわたる学習機会を保障するために必要な行動である。重度障がい者等、外出やアクセスには困難を伴う場合もあるため、福祉サービス事業所へのアウトリーチも積極的に考えていきたい。

特別支援学校は高等部を卒業した後に、前述のサードプレイスがあることが生活の充実につながるのとされ、社会教育施設が機会や居場所を提供し、当事者が「ここに行ける」「居場所がある」と感じてもらうのが重要である。

そのために、特別支援学校在学中から地域の生涯学習施設や博物館、美術館、ホール等に足を運ぶ機会を作り、切れ目のない生涯学習を実現することに着目しているケースがある。秋田大学附属特別支援学校では、生涯学習側が高等部の生徒向けへの「学び」の提供で、関係づくりを行っている。

また地域のNPOが福祉と教育を結ぶ仕組みづくりの媒介役になっているケースもみられ、地域のNPOと連携し福祉と文化をつなぐ手法も有効であろう。

---

<sup>5</sup> 丸山啓史「知的障害者の余暇をめぐる状況と論点」『障害者問題研究第44号3号』2016年、全国障害者問題研究会

## 5 民間企業の役割を検討し関係機関及び専門家と連携しながらダイバーシティ社会の場づくりを探究する

### (1) 民間企業としての役割の再確認－企業の特性を生かした取組を推進

社会教育施設の多くは公的施設として国や自治体が管理運営している一方で、民間企業が施設を所有、管理運営するケースや、指定管理として民間企業が管理運営を請け負う形態も多い。公的機関が示す仕様に則りながら、決められた予算内で与えられたミッションを行う中で、請け負った民間企業は、その企業の目的や理念に照らし、さらに社会的な要請を共有し、もてる企業のポテンシャルを活かしながら、役割を推進することが求められている。

ここではサントリーパブリシティサービス株式会社(以下、SPS)の活動を参考事例に示したい。同社は、総合飲料メーカー、サントリー株式会社の100%子会社であり、全国のホールや美術館等の公共文化施設を指定管理者として管理運営している。

同社の管理運営業務はサントリーの企業理念と紐づけられ、コーポレートメッセージである「水とともに生きる」に込められた思いが、インクルーシブな社会づくりにつながることも示されている。

サントリーの企業理念である「人と自然と響きあう」のメッセージとして示されているのが「水と生きる」である。この「水と生きる」は「水とともに生きる－自然との共生」「社会にとっての水となる－社会との共生」「水のように自在に力強く－社員とともに」の3つのパートで構成されている、という。環境によって形状を変化させる水のように、柔軟に対応するのもサントリーのサービスの底辺にあるとの考えである。さらに福祉とのつながりでは、創業者の鳥井信治郎が大正時代に大阪の愛隣地区で生活困窮者向け無料診療所「今宮診療院」を開設したところから始まるのは興味深い。

同社によると、文化ホールや美術館等、障がいのある人が訪れる際には、障がいのある人に「何かをする」のではなく、「してほしいことをする」ように心がけているという。これは昨今の変化であり、否応なしに介助するものだと思っていたところから、現在はまず「何をしてほしいですか」とのお声かけから始まるという。

聴覚障がい者でも視覚障がい者でもひとりでその場を感じ、楽しみたい人もいる。そのため、SPSではいつでも対応できるように「看守り」という表現を使い、その方を優しく見ることに徹する。

例えば日本で建設当時のまま残る最古の美術館である、京都市京セラ美術館では、完全にバリアブルな施設でいたるところに段差や急な階段がある。そのため、「ハードの障壁はソフトで補うため」に、車椅子ユーザーが入場した際にはスタッフ全員に車椅子ユーザーの入場がインカムで伝えられ、行く先々で対応できるよう準備するための情報を共有する。活発な動きと看守る姿勢のバランスは今後、この行動を継続することで確実な知見となっていこう。

神奈川県大和市の大和市文化創造拠点シリウスではバリアフリーコンサート「みんなの音楽会」を定期で開催している。ここでは聴覚障がいの方向けに言葉を伝える手話通訳、演技を伴い伝える手話通訳、字幕の掲示、さらに聴覚障がいの各種の特性に対応するため骨伝導等のヘッドホンを5種類用意した。それは「同じ場所・同じ時間・楽しみを共有」するための必要な準備とい

う。

## (2)地域での事例と考え方・動き方から学ぶ—自治体・NPO(市民)主体編

地域の行政団体や市民団体、市民個別の活動の実践から学び、その理解から今後の可能性を思考する。

地域で生涯学習や交流の場づくりに大きな役割を果たしているのが公民館である。各地域で独自の取り組みが行われており、ハード面・ソフト面で各地域の潜在能力は高く、「学び」の場としての期待も高い。

例えば浜松市の公民館は独自の行動で目を引く。同市では一般的に言われる公民館を協働センターと呼び、市内には 34 の協働センターと9のふれあいセンターを設置。各所にコミュニティ担当職員を配置し、人員は 81 人から 124 人に増加したという(2024 年)。センターが「目指す姿・期待すること」は「住民にとって最も身近な相談窓口」「人が集う気楽な場所」「その地域ならではの活動」(浜松市)としている。

事例としては、国籍や世代を超えた交流の場としての機能が広がっており、学びを推進する素地が出来上がっている印象である。北部協働センターでは、施設運営する上で「人が集い、つながる場所であること」「理想は高く、足は大地に」「やらまいかを応援」「良いアイデアは雑談から始まる」の 4 点を大切にしているという。

東京都国立市の国立市公民館では「しょうがいしゃ青年教室」と障がいの有無なく集える喫茶店を館内に設置する取り組みが特徴的で、全国から注目されている。

山梨県立美術館では 20 回以上、「みなび展」が開催されている。「みなび」とは「みんなでつくる美術館」のことで、「大人も子どももどなたでも参加できるワークショップ」で制作された作品を展示する企画が「みなび展」である。地域の作家によるワークショップでは年齢や障害の有無に関係なく参加者が集っている様子で、特別支援学校向けにオンラインを使ったアートに関するワークショップとも連動し、美術館を身近なものとして感じてもらう取り組みは、生涯学習が地域に溶け込んでいく好事例といえる。

大阪府枚方市の枚方市総合文化芸術センターではヴァイオリニストの五嶋みどりさんが理事長を務める認定 NPO 法人と連動した「ミュージック・シェアリング・フェスティバル」を開催。特別支援学校の生徒らが楽器練習を積み重ねステージに上がる体験を提供する。枚方市では 2024 年に「枚方市文化芸術振興計画」を策定し、施策の柱「文化芸術活動を通じて交流するまち」として、「障害者等が活発に文化芸術活動を行うことができる環境の整備」を明記した。内容は以下である。

### 障害者等が活発に文化芸術活動を行うことができる環境の整備

障害・年齢・家庭の状況などの理由により、文化芸術活動を行う上で、一定の配慮が必要となる場合があります。そのような状況を踏まえ、自らの感性や創造性を発揮し、積極的に文化芸術活動を行い、その活動を通じて他者との交流を深めることができるような環境を整える必要があります。

<p>また、配慮が必要な方の声を聞くことも大切であるため、より文化芸術活動に参加しやすく、積極的に楽しんでいただけるよう、ニーズを把握する必要があります。</p>
<p>取り組みの方向性</p> <p>障害・年齢・家庭の状況などの理由により一定の配慮が必要な方に対し、誰もが活発に文化芸術活動を行い、その活動を通じた交流を行うことができる環境を整え、ニーズの把握に努めます。</p>
<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害・年齢・家庭の状況などの理由により一定の配慮が必要な方が参加しやすい鑑賞事業や体験・参加型ワークショップ事業の実施</li> <li>○福祉施設や病院等へのアウトリーチ事業の実施</li> <li>○障害・年齢・家庭の状況などの理由により一定の配慮が必要な方が自ら創作・活動した成果を発表する機会の創出</li> <li>○文化施設の状況に応じたバリアフリー化の検討の推進</li> <li>○総合文化芸術センターにおいて小さな子ども連れの方や障害者が気軽に鑑賞できる諸室や設備の整備</li> </ul>

自治体が社会文化施設を「障がい者」への対応を明確にし、その方向性を示すことは、企画者や施設運営、そして当事者にとっては大きな希望であり、方針の実行を積み重ね、各自治体や公共施設にも浸透させていきたい。

また兵庫県立芸術文化センターでの知的・発達障がい児(者)にむけての劇場体験プログラム「劇場で楽しい！！」等、障がい者向けのプログラムの事例も増えてきており、それらの取り組みに学び、参考にしたい。

### (3) 地域での事例と考え方・動き方から学ぶ—医療法人・学校法人主体編

障がい者の学びの場を考える上で、特別支援学校の卒業生が「さらに学びたい」もしくは、卒業後の方が「もっと学びたかった」という声は少なくない。その学びを求める声とともにあるのは「大学」をはじめとする高等教育機関の存在への憧れである。これら高等教育機関が障がい者の学びの場を積極的に創生していく、または既存のものに学生らが参加することが求められており、施設側も大学及び教員、学生に呼びかける行動を身につけたい。それが地域の学校や病院で実践する障がい者向けの学びを理解し、可能性を広げるはずである。

現在は全国で複数の大学が障がい者への学びを提供しており、履修制度等の障がい者向けのプログラムや先端研究でも始まっている。文科省によると「プログラムに関わっている学生に対するポジティブな影響、よい変容が生まれている」との作用を生んでいるという。

相模女子大の「インクルーシブ生涯学習プログラムゼミ」では、「対等な関係で話しやすい雰囲気づくり」を心がけている。参加者はすでに働いている人が多いため、社会に出ていない自分たちよりも先輩という意識があり、その意味も含めて「勤労青年」と呼ぶ。その尊敬の意味も含んだ呼び名と関係性が学生の謙虚さを維持する。「パーソナルポートフォリオ」で自分の好きなもの、

興味あるものを1冊のファイルにまとめる作業を通じて、「支え合う自然な空気が出来上がる」ようだ。

名古屋大の「ちくさ日曜学校」は「学生がプログラムを作り育てる半世紀の伝統」がある。1972年11月設立で、これまで1165回(2024年)のプログラムを実施。毎月2回、活動している。参加者は学生30名、学級生33名、保護者の方々。その理念は「学級性も学生も対等な場」「誰にとっても心地の良い場」で、主に学生が企画・運営を行う。最近の事例は「本気の紙飛行機選手権」。紙飛行機を学生と学級生が共同で製作し、その飛行機で「滞空時間選手権」「ピタリ選手権」「キャッチ選手権」の3種類で競い合う内容だ。

神戸大の「学ぶ楽しみ発見プログラム」=KUPI(Kobe University Program for Inclusive)は2019年度より後期期間の10-2月初旬、火水金の週3日、17-20時に開講している。主に神戸大の学生がメンター(支援者)として参加している。参加する当事者は書類、面接、作文により入学選考を受け、「特別な課程」履修証明制度によって受講する。募集人数は10人で受講料は5万円のため、経済的に払える家庭に限られてしまうが、メンターの学生は「少しずつ『わからなさ』が変わってゆく」のが面白いと説明した。

田園調布大の訪問学習のサークル Bonds は、支援への「継続への強い決意」からサークルが結成された。立ち上げた学生は現在、特別支援学校の教員を務める。サークルの立ち上げは重度重複障がい者への学びを継続するため、という使命感からで、当事者への訪問学習は多くの喜びを得られるとし、今後も、その「喜び」「楽しさ」を伝えたいと話す。

これらの活動について専門家は「対等な関係が共通していた。同じ年代の学びは、キャリア形成にもつながる。だからこそ葛藤や試行錯誤があり、その態度が大事。『楽しい』が障がいを超えていく」と説明している。

大学や学生との連携は当事者への学びへの提供だけではなく、大学生ら若者の社会参加や今後の自分、そして社会の新しい展開への可能性を広げるという副産物も期待される。

札幌市にある医療法人稲生会は2013年に「困難を抱える人々とともに、より良き社会をつくる」を目的に設立され、重度障がい者への訪問診療等を行う。目的には「ために」ではなく「ともに」であることが強調され、この考えをもとに「障害の有無に関わらず、ともに学ぶ場」として、「みらいづくり大学」を創設した。集合型で学びあいを繰り返してきたが、コロナ禍で学びの在り方を問い直し、2021年から会員登録を開始。2024年2月現在、335名の登録があり、医療福祉関係者が多く36%がおり、当事者は9.9%であると説明した。今後のみらいづくり大学の未来について担当者は「私とあなたが会える場、興味関心が生まれる場、複数の目的が重なる場、その集まりを目的のない場にしたい」と説明している。さらに、メタバースを使つての場づくりも実践している。神奈川県藤沢市の藤沢市市民活動推進機構が実践しているメタバース空間での交流については、2024年度事業で同会の土畠智幸理事長がアドバイザーとしてメタバース上でインクルーシブに混ざり合う場を楽しく演出した。医療法人がつくる学びの場は全国的に珍しく、得られる知見は非常に多く、今後の医療系領域の中で生涯学習が展開されることの期待も膨らむ。

## トークセッション 社会教育施設の作り方・考え方・動き方

青木雅樹・サントリーパブリシティサービス株式会社課長

引地達也・フェリス女学院大学准教授/みんなの大学校長

### ケースバイケースで考える

引地 社会教育施設が求められていることという、前提の話から始めましょう。私自身がケアの新しい再定義と、実践はどうあるべきかということを研究している立場として、社会教育施設が「ケアの実践の場」として機能するべきだとの考えのもとに本事業である場づくりの研究を進めています。

社会教育施設が、障がいのある方を迎え入れようとする時に。この「迎え入れようとする時に」という話を前提にするのも、僕は問題だと思っていますが、要は、前提なく誰でも来てもいい場所なんですよ。それは道路と一緒に、公共交通の機関も、誰でも移動できるようにデザインをするべきとの考えで成り立っており、その延長線上、一体化する中で、社会教育施設もあるべきだろうと考える時に、その空間がまだ追いついていない、施設そのものもそうですが、職員さんの心構えも、まだ課題があると全国の施設を見て感じています。

その社会教育施設に「学びを入れましょう」「障がい者向けの生涯学習をやりましょう」とやっていることとなると、もう1段階上のような話になってしまい、非常に難しいと感じています。

この3年をかけて、サントリーパブリシティサービス(以下、SPS)さんと話をする機会を得て、サービスという概念で考えていくことに目を見開かれされました。「公共施設だから」という切り口よりも、むしろ人と人をつなぐ「ホスピタリティ」との考えのほうが、スムーズに人が集える場所をデザインできる。結果的に、その考えのもとでスタッフが素晴らしい対応をしている。それがケアの新しい再定義の形なんだなと考えられます。



青木さんが考えている、社会教育施設が求められていること、あるべき姿、民間企業として考えていることを、教えてください。

青木 我々が指定管理として運営している施設は、文化芸術施設を主軸にはしているのですが、社会教育施設も内包されているとは思いますが。運営する中で、サービスの考え方というのを、再定義、考え直すよききっかけが、いろいろと世の中から出ていて、我々も転換点でもあると思っています。

今回のテーマでお話すると、最も大きいのは、障害者差別禁止法が出てきたことです。法律の施行前から、中で触れられている考え方がありました。私たちも、業界も含めて、サービスを始めたときに、まず考えて進めたことは、どちらかというと多数派に合わせるサービスというようなことを、サービスの提供する側が「これがいいサービスだよ」ということを実施する時代がとても長かったと思います。

それが多様性を重視する機運になったことも考えていくと、1人ひとりが「良い」と思うサービスをどう考えるかとのフェーズに入ってきて、多様性や相互理解みたいなのが重要な1つのファクターとして、社会教育施設を使ってどのように実現していくかということだと思っています。

そういう意味では、「学び」のハードルが上がっているという話もありましたが、今のサービスについての考え方は、1から10までを全部お手伝いとか、サービスしようということでは、正直ありません。

1とか2の部分というか、背中を押すというか、加速をさせてあげるみたいなのところ、一歩踏み出すきっかけづくりや、一歩踏み出した人に、2歩目3歩目を提供できることは何だろうみたいなことを、ケースバイケースで考えていくことが、民間であろうが公共であろうが考えていくこと、そして実行していくことが必要な考え方ではないかなと思っています。

### 広がる・広げる場づくり

引地 私の周辺の研究では、「学ぶ」を掘り下げの中で、3つのカテゴリーに分解して整理することがあるのですが、それが「場づくり」「道具」「人」なのです。

道具は、ICTの発達によって重度障がいの方でも機器を使ってコミュニケーションが取れるようになってきている。SPSさんが企画したバリアフリーコンサートで使っているような、音楽を普通に耳で聴くというよりは、骨伝導装置などの機器を通して聴ける環境を整備したり、道具も新たなファクターとして学びを支えていくと考えています。

ただ、道具だけでは難しく、人、そして場所のデザイン、これを一体化してやっていかなければいけないことが、だんだんと見えてきています。それぞれ1個1個では機能はしません。総合的に場づくりを、考えなければいけないと感じています。

SPSさんが運営する各現場では日々実践する中で、場づくりのポイントでは、どんなことが今、見えているのでしょうか。

青木 場づくりというか、その場をどう持つかということかなと思います。私も含めて、我々がよく考えていることは、場というのが1つの固定している場所というよりは、どちらかという、場所を中心にアメーバ的に、もう少し広域的に、地域に広がっているという考え方をしているところです。

今回は、社会教育施設が中心にはなりますが、「中心になった所から街にどうやって出ていくか」とか、「他の施設にどうやって良い影響を与えていくか」みたいなところを考えていく必要があると思っています。

先ほどの3つのキーワードで言うと、人という意味では、まずは障がいのある皆様が、どのような特性があり、どのようなことを求めているのかを、我々が知ることが大切だとは思っています。スタッフ、我々がどこまで当事者と同じ目線に立てるかということです。

その人たちが、我々が「これをしたら満足するよね」とか、「これをしたら学びにつながるのではないかと」考えることも大事ですが、それ以上に、「相手が何を求めているのか」、「良かった」や「もうちょっとこうしてほしい」、「いまいち合わなかった」みたいなリアルな言葉をケースバイケースで、コミュニケーションを取っていくと、次のステップへ進むことができるのではないかと思います。そのように相手に根差して対応することで、我々が知識や感覚、イメージも含めて持つことができれば、本当に実施するべきことが見えてくる。そして、自分たちの力だけではできないことが、必ず出てきます。そこに協力者を、例えば地域の人とか、隣の他の施設の人に協力を仰ぐこと、巻き込むことを少しずつ広げていくことで、まちぐるみで障がい者をサポートするコミュニティみたいなものが出来上がると思います。

そういうことよりは、社会全体が1つの個人を支えていく、一緒に盛り上げていき、切り離せない関係性を築くことで、単なる場づくりではない、我々の意義ができるのではないかと気がしています。

「ただ自分たちの施設だけで」ということよりは、「もう少し社会に目を向ける」ところも含めて、人への接し方や、スタッフの教育の仕方、教育というよりも、そういう思いになってもらうために何をすべきかが大事ですが、ここが悩ましくもあり、大事という感じかなと。

### **ベースを学び、地域に根差す**

引地 いわゆるスタッフ教育は、SPSさん全体でやるものなのか、各施設で実情に合わせてやるものなのか。どういう組み合わせ、どのようなスタッフ教育をしていますか。

青木 いろいろなケースがあります。前提にベース・基礎を持っていないといけません。そのベース、我々の企業・事業者として持つべきものというのは基礎として社全体として持っています。

例えば、先ほどお話した「障害者差別禁止法というのはどういう法律なの」とか、今回作成したガイドラインにもある「どういう障がいをお持ちの方々がいるの」とか。そこがベースに当たる部分だと思います。

ただ、全国で施設を運営していると、地域特有の方々、特有の事情があります。例えば、自治体

がどういう福祉を運営しているかや、生涯学習に関してどのような方針を持っているか、なども非常に重要なファクターになり、それに合わせてカスタマイズをする形になります。

我々自身が文献や専門家から学ぶことも大事ですが、実際に街に足を運んで、当事者の団体や当事者の皆さんたちがどういう生活をしていて、どういうことを認識として持っているのかを聞き出し、体感した上で、我々が応えられるものは何かを考えて、それを教育・研修に落とししていくことが、大事な時間になってくると思います。

引地 SPSさんが実際に運営をしている施設以外でも研修を提供することもありますね。

青木 先ほどお話したようなベースを一緒に学び、ベースを基に、「地域に根差していく必要性があります」とお伝え、地域に根差す活動を現地で展開していただくことになります。そこに「こんなことを言われちゃったんですけど、どうなんでしょう」に対してのアドバイスや、アドバイスというよりも、「我々はこうしました」と対応することもあります。

### 個々のニーズをどう拾うか

引地 私が視察やヒアリングで訪問した運営施設について教えてください。音楽ホールについては、一般的なイメージで、サントリーといえばサントリーホール(東京都港区)が有名で、ホール運営に関して最もノウハウを持っているのかとの印象があります。

いろいろな人が来るホールでは、音楽を聴くというイメージが強く、みんなで一緒に満足して聴ける仕組みを運営するのは非常に難しいとの感覚がある中で、どんな工夫をされていますか。

青木 ホールに限らず、先ほども挙げた障害者差別禁止法は、我々にとっては大きな転換点、考えさせられる、考えなければいけない法律です。本来は法律以前に考えなければいけなかったとは思いますが。ほかにも音楽ホール、美術館もそうですが、担わなければいけない役割が、文化芸術基本法という法律の中でも改正され、記載をされています。「障がい者」という書き方はしていませんが、国民誰もが鑑賞する機会、表現する機会、探求する機会を得ることを提供しないと定めています。文化芸術基本法の改正で、対象が一部の人ではないということが非常に大きく謳われているのが、我々の転換点として大きなものでした。

サントリーホールは、クラシック音楽がお好きな方々が集まるホールというイメージをお持ちの方もいらっしゃるかと思います。そうすると用途としては限定されていきます。ただ、今までも、視力に障がいをお持ちの方がいらっしゃる、難聴ではあるけどコンサートを楽しみたいという方など様々な境遇の方もいらっしゃいます。

そういった方々に、どのように対応していくかは、ホール全体で元々ベースとして、例えば「白杖を持っていたらこういう対応をしましょう」はありましたが、そこに、個々のニーズをどう拾っていくかを付け加えていくことが、必要になってきました。

音楽やコンサートは、耳に障害をお持ちの方に関しては、関係ない分野であるということを正直

我々も固定概念として持ってしまっていた時期があったのではないかと思います。

ただ、そこには、元々は聞こえていた人もいるわけで、いろいろな楽しみ方を提供していかなければいけないというのが今は大事です。その中での取り組みをしているのがやまと芸術文化ホール（神奈川県大和市）です。ガイドラインでも少し書いていますが、ホールとして、施設として、障害をお持ちの方々に門戸を開いています。施設のバリアフリーとしてスロープがついていたり、点字の案内があるなどは以前からありましたが、コンテンツ、コンサートに、ご参加いただいたり、賛同いただけるような仕組みというのは、なかなか作れていませんでした。

「補聴機をつけている方がコンサートにいらっしゃいました」というときに、ハウリングを起こすことがあります。それに対して、よくご理解いただいていない普通のお客様からしてみれば、「コンサートの厳かな雰囲気ハウリングの音で阻害された」とのご指摘、一般的にいうクレームのようなことが起きたりはしますが、それは、事情を知らないからで、そういう方々にも、こういう機会を一緒に享受できることを具現化しているのがこの施設です。一般の方々が「そういう人たちは来ないでくれ」、「来る場所じゃない」と思っていたりするところから、「みんなの音楽会」のような形で、「誰が来てもいい」、「騒いでも、『そういうこともあるよね』」を実際に体験することで、知っていく、学んでいくことが、障がい者のためだけではなくて、一般の健常者の方からしても大事なことだろうと思います。

障害者差別禁止法は、我々として拒んではいけない、来ることを拒んではいけない形になります。その時に、我々がスタッフとしてどのように対応するのが、「来ていただいた方にとって、1番良いのか」を、来ていただかないと検証できないので、1つひとつコツコツやっている最中です。

文化芸術は、障がい者、福祉などいろいろなジャンルのいろいろな課題を、文化芸術を通して実証実験できる1つのコンテンツでもあると思います。障害をお持ちの方とか、共生社会というキーワードで、お互いがお互いのことを知って理解するという。今までの多数派ではなく、多様性、その多様性を感じて、文化芸術を通して社会の課題を解決の一助となり、1つのものになっていくという気がします。

### 答えがないのが答え

引地 共生社会というお話が出てきました。私が2024年12月24日にサントリーホールでクラシックコンサート「メサイア」を鑑賞しました。コンサート会場の開場から開園まで、一定の時間内に多くの人を、「捌く」という作業があり、そのお仕事の中で1人ひとりに対応するのは非常に難しい仕事だろうと想像したのと同時に、全体的に社会の高齢化が進んでいて、支援が必要な人が静かに増えている現実も目の当たりにしました。

それに加えて、私の席の後ろで外国の方のグループが、クラシックのコンサートではあまりないマナーがあり、周りの人が、「ちょっと違うんだけどね」との雰囲気がありました。現在、コンサート会場では、いろいろなことが起こっている印象です。

文化芸術の話をする際に、その文化芸術の現場ではこれがダメ、というものを作るのも、SPSさんのホール運営の仕事なのだと思います。「これはダメですよ」にしてしまうのか、どんな形で共有

スペースをつくっていくのかは、SPSさんが担うべきところなのかもしれないと思うと、非常に大変な仕事だと感じました。

周りのほうは、「注意してくれよ、注意するのはあなた方でしょ」の雰囲気があり、その手順や基準、考え方、その所作なり、その何かが間違うと大きな痛手を被ってしまうというなりスクもあると思います。

ただ、本当にこの共生社会の中で、こういうスペースはどうあるべきかを考える時期なので、この議論をしながら、ガイドラインを見て、皆さんと一緒に作っていくのも大事だと思います。「これが答えだ」と皆さんが求めているところがあるので、「サントリーさんどうなの」と言われて、青木さんはどう答えるのか。なかなか難しいですね。

青木 難しいですけど、答えがないのが答えなのかなと思います。我が社が掲げている credo という指針があります。我々の会社は、文化芸術に携わっている会社というイメージもあるかもしれませんが、サントリーの工場見学などもやっていることもあって、異なるジャンルの仕事もさせていただいています。製品の広報もしており、サービスを提供する会社として、約 2000 人の社員全体で、同じ価値観を持って仕事ができるようにということで、その概念をまとめたのが credo です。

その credo の中に「サービスの答えは一つではないことを知っています」というワードがあります。これは、非常に我々の特徴的なワードだと思っていて、やはり、ケースバイケースで答えが違う。例えば、先ほどのサントリーホールでのメサイアの、クラシックのど真ん中の公演であれば、お弁当を広げている人には、「ちょっとごめんなさい」という話をしないとイケないかもしれません。これが歌舞伎だったら OK です。その文化芸術によってもマナーが変わるわけです。

その場に合った、その人の状況に合わせた、ということも常に考えながら、常にそれが正しかったのか、もっと良い答えはなかったかと考え続けるのが大事だと思います。

### 公共施設はみんなのもの

引地 東京都武蔵野市の小金井ホールの 1 階と地下で福祉関係の展示をやっているときに訪問しましたが、やはり、入り口でのイベントは、非常にホールの親しみやすさが出てきますね。JR 駅前にあるので、いろいろな方が通られて、またいろいろな方がベンチに座られていました。ホールの運営において、入り口の間口の広げ方のような工夫はしているのでしょうか。

青木 ホールというと、公演時間に人が集まるイメージが強いとは思いますが、小金井ホールの場合は駅前にあるということもあり、「公共施設はどうあるべきか」を我々が考えている中で、「公共施設はみんなのものだね」、市民・国民が税金を払って、それで運営、サービスを提供しているわけだとの考えです。一部受益者負担のような形をしていただくこともあります。公園にふらっと寄るのと同じ感覚を持ってもらわないとイケない」ところがあります。運営している私たちも、ただ閑散としている建物を管理しているよりは、賑いがあった方がよいですし、その状況を創っていく、街づくりに近い形を目指しています。

何か特定の目的はないけど、あそこに行くとなんかあるかもしれない、という期待感を煽ったり、「あそこに行くとなんとなく落ち着くんだよね」とか、待ち合わせ場所の 1 つになってもよいことなど、考え方として持っています。このために、どのように場所を設えていくかは、小金井ホールのスタッフなりに考えて、運営をしています。1 階の貸出しスペースでは、使われてない時は無料解放などもしています。

引地 スタッフに聞くと、常連のように来られる障害のある方でバスを待っている時にベンチのあるホールエントランスに入ってくる人がいるので、声をかける話を聞きました。声をかけるというスタッフのマインドが素敵だなと思いましたが、これは、各施設でスタッフがそうしようの方針なのか、各施設やスタッフがそれぞれ判断していることでしょうか。

青木 基本的なマニュアルはありますが、「門をくぐれば全てお客様」との考え方が根付いている結果かと思います。その方々が「また来たいよね」「快適だったね」と思っていたくために、何かすべきことはあるのかと考えています。

例えば、ちょっと忙しそうにしているけど、時間をそこで使われているような方にはあえて声をかけないこともあります。そのスタッフは、その障害をお持ちの方とコミュニケーションを取ることで、その人のためにとっても、館のためにとっても、いいことになるだろうという判断をしたのだと思います。

### 人前で演奏する機会も

引地 枚方文化芸術ホール(大阪府枚方市)は、実際にコンサートを「する」という形で一緒に障害のある人とプロのミュージシャンが演奏するイベントをやっています。

青木 枚方市は世界的なヴァイオリニストの五嶋みどりさんが幼少を過ごし、ゆかりの地です。五嶋さんはプロとしての通常の演奏家としての活動も精力的になさっていますが、音楽自体は全ての人のためのものだと、届いていない人たちにどうやって音楽を届けるかというプロジェクトをずっと音楽活動と共にやってらっしゃり、NPO 法人という形で活動されています。

自治体と新しいホールができる時に何か一緒にできないかという話をさせていただきました。この NPO 法人は、障がい者のみなさんに楽器を教えるプロジェクトを実施していて、その中心地、拠点を出身地である枚方に拠点を据えましょと、このプロジェクトを誘致した形になっています。

枚方では、障害をお持ちの皆さんに、年間を通して継続的にプログラムを実施できるように支援をしており、楽器支援のプロジェクトを高等支援学校や支援学校にプログラムを提供しています。ただプログラムを実施するだけでは、学校から地域に出ていけないことにもなるので、活動を知っていただく、枚方でやっていることを、枚方市民の方や全国の方々に知っていただくために成果発表の場を作りました。

イベントとしては、今、中心になっている学校は高校の 2 年生にあたるメンバーが 1 年間指導を受けて、その成果をホールで発表します。発表会場に 1 年生を招待して、1 年生には演奏を聴

いてもらい、来年はステージに上る、ことを意識させる、このサイクルを作ることで継続していきます。さらに、学生個人に目を向けてみると、1年で終わりではなく、3年生になり、進学をし、進路が新たに決まる中で、もう少し音楽を続けたい子がいれば、音楽を続けるきっかけにもなることもあります。そのために1年間を通して、プログラムをしています。

大事なことは、我々も昔から考えてはいる、アウトリーチのような形で、施設にコンサートに行くことです。昔も今もやっているホールはたくさんあると思いますが、「来てよかったね、また来年来てくれますか」の感じにしか、どうしてもならないのです。

実際に音楽を自分たちで奏でてみるのは、程度や障害の度合いによって、音が出る、出せないことも最初はありますが、努力をすることが大切です。

そしてもう1つ大事なものは、人前で演奏をする機会を取るわけで、障害をお持ちの方でも、人の前に立って何かをするという経験を積むことで、社会に出ていったときの自分の立ち位置、自分の役割を見いだすことができる、と一緒に活動を始めた五嶋みどりさんと話をし、やはりこの場は大事という話で、4年続けています。

引地 どのような楽器を使っていますか。その費用はどのようにしているのですか。

青木 楽器は、基本的には弦楽器です。ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロを中心とした弦楽器。それに打楽器を加える弦楽合奏です。楽器は、NPO 法人が持っている楽器を使用させていただいています。年によって、子供たちの数や、子供が興味を持つ楽器も違うので、足りないものは年間で借りる形も取りながら、提供しています。

引地 弦楽器に触れる機会はそんなにありませんからね。

青木 そうなんです。どうしても障害をお持ちだと、「打楽器だったら音出せるよね」な感じにどうしてもなりがちです。そういったことも含めて、重度の障害の方も知的障害の方も、まずは弦楽器に触れてみるのが特徴かもしれません。

### 安らぎとワクワク増やしたい

引地 先ほど話に出た「大和市文化創造拠点シリウス」にある「やまと芸術文化ホール」でのバリアフリーコンサート「みんなの音楽会」も数年行われています。

青木 ここでは、ちょうど障害者差別禁止法ができる話があったこと、さらに我々のテーマの中に、共生社会をどうつくっていくのかがありました。施設にあるハードのバリアフリーではなく、ソフトの面でどのように実現していくかは、長年の課題でした。

障害者向けの公演は、昔もやらせていただいたことがあり、施設の人たちを招待して来ていただくこともしていました。

参加する、その場にいることも含めてですが、健常者の方も、その場に立ち会ったすべての人たちが、障がいをお持ちの方も文化芸術、音楽を聴きたい、音楽を通して、新たな生涯学習、趣味にしたいとか、を思っていることを知っていただく機会も作らなければいけないということからスタートしています。自治体からも、社会課題を、文化芸術で解決できないかという話もあり、企画として立ち上げました。

引地 文化ホールの運営を通じての、社会教育施設として共生社会や障害者の生涯学習の担い手としての今後のイメージ、SPS、企業として何らかイメージはありますか。

青木 SDGs(持続可能な開発目標)にもつながり、また共生社会の粋にもなるかもしれませんが、コンテンツやソフトを作っていく上では、全部の人に対応できるものはなかなか難しいのは、いろいろな活動をしていて正直なところでは。

ただ、どういう人たちも社会教育施設や音楽ホールに行くと、自分のワクワクとか、安らぎとかいうのを得ることができる、さらに、安らぎとかワクワクを増やしていきたい、もっと活発に活動していきたいと思えるようにするにはどうしたらいいかということのカスタマイズしながら試行錯誤していくのが、我々が、今 1 番考えてやらなければいけないところだと思います。

#### ハードをソフトでカバー

引地 美術館のケースでは、私が見た中では、山梨県立美術館、京都市京セラ美術館ですが、私のイメージでは 2 つとも「ソフト」でハードの障壁をクリアしていました。山梨では「みんなでつくる美術館(通称みなび)」として、いろいろな方が一緒に美術を楽しめるような企画をやっている。京都は、どちらかというバラブルな施設をスタッフの対応でクリアしている。ハードルを乗り越えて、皆さんが使える施設にしているイメージです。

青木 山梨は、学芸員の皆さんが一生懸命やってくれているところで、私たちは、支援しているという形ではあります。障害をお持ちの方々には、感性が豊かな方もいっぱいいらっしゃることもあって。アート分野、美術分野は、非常に親和性があると非常に感じています。

ただ、それを表現する場所がない、さらに誰かに伝える機会がなかったりするので、アート自体はみんなのものだよという「みんなの美術」という意味で、「みなび」というようなタイトルになっているようです。

障害者も健常者も同じ場所で同じアートに触れていく。鑑賞だけではなくて、一緒にアートを創っていく共同作業をしていくことで、アートに寄せる関心と、お互いの相互理解が図れるようになっていくというのが、根本の概念としてあってスタートした企画だと理解しています。

引地 京都市京セラ美術館は、非常に伝統的な美術館施設の運用ですが、これはどういう形から始まって、今の状況に至っているかを教えてください。



青木 京都市京セラ美術館は、日本に残る建造物としては最古の美術館です。開館して 80 年あまりになり、バリアフリーの概念がない時代に建てた建物でもあるので、ハードとしては、バリアフリー対策は大変課題でした。

そういうところにも、いらっしゃるお客様がいて、ハードをソフトでカバーすることを、我々のサービスの経験の中からやらせていただいています。

段差などで跨ぐところ多くあり、車椅子のお客様からすると、乗り越えるのが困難な場所などで乗り越えられるようにするには、スロープを簡易的に付けるという対応なども実施しています。

もちろん、後ろから押してあげればいいのですが、自分の力で何とかしたいと思っていらっしゃる方々も多い。そういう人たちの不便にならないように、考えるだけではなくて、実際に自分たちが車椅子に乗って館内を巡り、「ここは対応が必要だね」「ここはちょっとくぼみがあるから埋めた方がいい」「段差があるね」と確認をしていく作業を、開館前に山ほどやった記憶があります。

障害者だけではなく、広い施設ですので、入口で誰かスタッフに声をかけて「こんなことをしたい」と言う要望に対して、そこでご案内しますが、案内先にいるスタッフに、また同じことを聞かなければいけないということが 2 度 3 度起きるのは、お客様にとっては手間になります。お客様にとってスムーズに対応でき、「〇〇の件ですよ？」と内容を事前に共有していく方がより高いサービスになると考えて、インカム、電話などを駆使しながら、「こういうお客様でこういう要望を持っているお客様なので対応してください」と引き継ぐことをやりながら、サービス、快適に過ごせる日常とのイメージでやっております。

同じような形でハードの不具合をソフトでカバーしているところは、他にもあります。障害者の皆さんのために、観賞用のグッズを美術館スタッフと検討して採用させていただいたこともあります。車椅子は展示ケースが高くて、展示が見えないこともあります。そのために、本当はスロープをつけるほうがよいのですが、登ったり降りたりするのも危険性があります。そこで鏡を、自撮り棒のようなものにくっつけて、見ていただけるようなものを作り導入しています。

### 相互理解にまつわるもの

引地 山梨県立美術館の手で触るミレーの『種をまく人』は、どういったいきさつで生まれたのですか。

青木 全国的に取り入れている美術館は、いくつかあります。特に視力障害をお持ちの方々が美術にどう触れるのかは非常に難しい問題です。絵本でも、立体の絵本が出ているのを参考に作らせていただいているようなところはあります。

美術館によっては、線だけが凹凸になっているところもあれば、全体的に実際のものに近い形で凹凸が見えるようにしたり、いろいろな工夫をしながら、いかにいろいろな障害を持ってようが持つてなかるうが、美術に興味を持って鑑賞できるようにするためにはどうするかというのは、考えられていると思います。

山梨県立美術館の場合は、学芸員のチームの中に必ず教育委員会の先生が入っているのですが、実際に学校で美術のプログラムをやっている先生が必ず入っています。先生が経験していることを、美術館でどう展開できるか、と考える具現化されたのが、触る美術に反映されていると思います。

引地 図書館に限らず、いわゆる皆さんが集まる場所というような括りでは。山梨県立図書館も駅前の施設で、皆さんが集う場所のイメージもついてくると思います。

岡崎市シビックセンターはホール、貸館の運営で、ハローワーク等、いろいろな公共施設が入り、集いの場としての機能があります。

大阪市中央公会堂もいろいろな人が集まる中での対応をしているかと思います。このような施設を題材にしなが、場所づくりで、SPS の考え方をお聞かせください。

青木 山梨県立図書館には「りんごの棚」活動があります。現在、25-6 館、全国で導入されている活動です。元タスウェーデンで始まったもので、障害や特性をお持ちの人たちでも読書に親しめるグッズや、当事者に対応した本などを、コーナーとして置くところからスタートした活動だと、私は認識しています。大きな活字や点字、凹凸のある絵本を置く活動です。

山梨の図書館では、それに加えて健常者の方に向けて、「障がい者のためにどう向き合った方がいいのか」「障害ってこういうものを持っている人たちがいますよ」の参考図書も、一緒に置いています。少しずつ、共生社会ではないですが、お互いの相互理解にまつわるものを置いています。ただ、図書館は、山梨だけではなくて、複合施設として大和市もそうですし、大阪の茨木市に図書館も入っている施設「茨木市文化・子育て複合施設 おにクル」が 2023 年の秋に完成しました。目的がなくても、新聞を読みに来る方いたり、受験勉強する学生がいたり、いろいろな目的で来れる場所が、意外に図書館としてはあるというのを、再認識したのが、図書館の機能として持っていると思っています。

図書館としての機能を持っていれば、そういう人たちが自然と集まるのですが、ただ自分の時間を過ごすだけでなく、来館した方々をどうつなげていくかというのは考えています。隣の人はどうしている人なのかとか、お互い同じ興味を持っているのに、自習室の隣にいるから気づかない場面が多いと思います。どう結びつけてあげるかを、障害をお持ちの方とか健聴者の方とかの垣根も超えてつなげていくことも必要と思います。

岡崎市も大阪市公会堂も、ただ単に施設の貸出しだけではなくて、話題性のあるレストランを誘致して、レストランに人が集まるように造って、そこから中にも来てもらえるようなシステムを作ることもあります。

千代田区の図書館も、コンシェルジュというシステムがあつて。コンシェルジュはどちらかというと司書ではなくて、図書館にいますが、街のご案内係りとして、近くの神田神保町、古書街などの「こういう本を探すんだったら、こういう本屋さんがいいですよ」という本の相談に乗ることもやっています。コミュニティや、人の興味をくすぐっていくような仕掛けを、図書館等の施設を運営する

上で、作っていかなければいけないと感じています。

### 学びと文化はつながっている

引地 文化施設の中で、「学び」で考えてきましたが、先ほどの図書館のりんごプロジェクトに関しても、我々と同じ委託研究団体の1つが実践しています。そこは、図書という切り口で、障害のある人に「より拡充」は変な話で、より普通にできないかのテーマだと思います。我々も同じように、より普通に、にはまだまだ努力が必要な状況ではある。

「文化を通じた」という時、文化は学びとワンセットだと思うのです。この二つはつながっていますし、あるいは文化が学びをつなげる、学びが文化をつなげるということもあるかもしれません。何か文化を創るのは、結局、我々が発見したものを共有し合いながら、それが文化として高まっていくというようなイメージです。

この点は非常に SPS さん、そしてサントリーさんも企業として、文化事業という枠組で、個々の学びがベースになると思います。結果的に、私がこうやって一緒にお話をして気持ちを通じ合うのが、その大事さを言わなくても共有できている感覚が、非常に心地よかったのだと思います。

私と青木さんだけではなくて、障害のある人も一緒に、学びというのは面白くて、こんな発見があったと1人でも多く、取り残さずにできたら素敵だという感覚を持っていて、青木さんも同じように持っている。ここで我々が対談をしてガイドラインとしてお示しするにあたって、何が本当に大切に、心に響いて、いろいろな人が必要だなと思って感じて動いてくれるかなというのを、考えているところです。どのように皆さんがこの情報を共有して、新たな世界を一緒に開いていけるようになるのでしょうか。

青木 難しいですね。先ほど引地さんから、良いワードをいただいたと思います。学びと文化芸術をつなげるためにという、つながっているという話。文化芸術が生まれる瞬間とか、私が大きなことを言うことではないかもしれませんが……

学びが生まれる瞬間というのは、多分、新しいことを知った時とか、それを知ったものがより深くなったとか、より広がった時の、その瞬間を味わった時に、「学びっていいな」とか「もっと学びたいな」という興味につながっていくと思いますし、それが学びが生まれる瞬間かと。

文化芸術も、新たな感動、感動は発見に近いかなと思っていて、そういう感動が生まれた時に、「また次の感動を味わいたい」とか、そういう人間の欲求にダイレクトに響いていることが、次につながっていくことだと思います。

それは、私も持っていますし、おそらく引地さんも持っていると思います。一般の方々も持っているし、障害をお持ちの方も、ひょっとしたら自分では表現はできないかもしれない、表現は難しいかもしれませんが、心の中には持っているというのが、あると思うんですね。それが、表現をする、言葉として発することが難しいとか、態度として出すことが難しいだけで、みな一緒なのだと思います。

そういう人たちだって、その瞬間があるということを、我々がまずは同じ個人として人間として、認

識することがまず第一歩だろうと思いますし、そういう人たちがいることを知った上で、そういう人たちにも、発見、感動を、次の感動をしてもらうためには、我々の努力で、小さな努力でやれることはあるのではないかとか、こんなことしたらよいのではということ、トライアンドエラーできるようにすることだと思います。

まずは、個々を知るきっかけを提供できればいいかなと思います。そこが、1つの場づくりですとか、街づくりですとか、文化、学び、の発展につながっていくのかなと思って、そういう積み重ねが大事なのかなと思っています。

(了)

## コラム 障がい者の生涯学習の風景 1

### 「おんがくのじかん」の「重症心身障害」の反応を社会で共有する

みんなの大学校が2020年4月の開学と同時に開始したのは「音楽でつながろう」である。福祉サービスの通所施設や自宅にいる重度障がい者をオンラインでつなぎ、プロのミュージシャンらが演奏とともに「学び」を提供するプログラム。みんなの大学校の学生はオンラインで馴染んだ上で、新しい科目と認識され、はじめて参加する人にとってはオンラインで講義を受けること自体も新しく、空間を飛び越えて音楽でつながる体験は、刺激的なようだった。

開講から間もなく見えてきたのは「つながる」ことで発生する化学反応はやはり面白い、ということ。単なる音楽の提供にとどまらず、一人ひとりのつながりと「学び」につなげていくためには、これからは研究が必要だが、受講者の言葉は瑞々しい新鮮さがある。そして、その言葉が今後の道標となるのだと思う。

当初、講義に参加したのは各地のみんなの大学校の学生や東京都内の通所施設に通所する重度障がい者の方々。それが2024年度は北海道から九州までの通所施設や自宅等、登録数だけでいえば50か所・人以上で毎回参加人数は50-70人で、前期15回の講義、後期15回の講義だから年間で延べ1500人以上が受講していることになる。

「重度障がい」とひとこと言っているが、所謂「大島分類」による「重症心身障がい」を多く含んる。これは、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態であり、行政上の措置を行うための定義である。国が明確な判定基準を示していない中での一般的な分類であり、日本の重症心身障がい児者は約43,000人と推定されている。

この方々は医療的ケアが必要な状況にあることで、自らが欲する「学び」を受けられる環境が整っていなかったため、みんなの大学校ではオンラインでつながることで、これら医療機関や各事業所で対応が必要な中でも「学び」は可能な認識からこの取組は始まった。ここからそれぞれの「学び」がスタートする、と考えている。

この始まった取組の化学反応としての言葉であるが、まずは言葉を発する場づくりが重要だ。こ

れまでは障がい者の学びの場に「ケア」の視点で音楽プログラムを提供してきたが、今年度は音楽を自分事のストーリーと結び付け、考えてもらう機会を作っている。その考えられ発せられた言葉を吸い上げながら、「一緒に」音楽をやることの垣根を低くし、誰もが「一緒に」雰囲気を作り上げることを重視している。そのプロセスすべてに「学び」の要素を含んでいることを意識している。

例えば、春夏秋冬の季節のイメージとピアノの楽曲を感じてもらい、それぞれの季節のイメージと音楽の曲目を話してもらい、喜怒哀楽を表現する音楽、季節の風景を感じる音楽、それぞれの演奏と自分のストーリーを結び付けてもらうという志向だ。受講者の声からは季節の曲では「津軽海峡冬景色」、喜怒哀楽の曲では「水戸黄門のテーマ」等が自分事の曲として飛び出して来た。

音楽のジャンルもポップスや演歌、クラシック、ジャズや日本の民族音楽など多様なジャンルを紹介しながら進めている最中だ。先日、出演したギタリストが弾くボサノバの名曲「WAVE」(アントニオ・カルロス・ジョビン)には「ホテルオークラのラウンジで聞きたい」との反応だった。その正直な言葉は安心した学びの場を確定的にしてくれるからありがたい。

総務省の令和3年版情報白書は「『誰一人取り残さない』デジタル化の実現に向けて」を章立てし、「誰一人取り残さない」を強調した。「誰一人取り残さない」ために、このアプローチが有効であるかを示したいが、それはやはり提供するプログラムにかかっている。白書はこうも記す。「デジタルを単に『感染拡大防止などの有事における有効手段』として評価するのではなく、デジタル化によるそれ以外の本来の価値を見出し、社会全体で共有することが必要である」。

この学びをまだまだ広げて、社会全体で共有していきたい。

## コラム 障がい者の生涯学習の風景 2 藤沢市のメタバースが描く未来

「Fujisawa メタパラダイス of Arts」(主催・認定 NPO 法人藤沢市民活動推進機構、一般社団法人ソーシャルアートラボ、協力・文部科学省、神奈川県・藤沢市)は 2023 年度から行われている。認定 NPO 法人藤沢市民活動推進機構に関わる NPO や市民らが協働してメタバースを使い障がい者とともに「アート」の空間を創出する取り組みである。

障がい者の生涯学習の枠組みで文部科学省も協力し、私自身も文科省の障害者生涯学習支援アドバイザーとして 2 年連続で参加した。最近、「何かを学ぶ」という学習から、「一緒に創る」プロセスそのものが生涯学習になるとの認識は確立しつつあるが、それが「メタバース」という新しい技術であれば、なおさらに障がいの有無に関係なく、同じスタートラインに立つ参加者がインクルーシブなコミュニティの中で機能し、学びの充実が図れる可能性が高まっていく。その形が自然に成り立てば、さらなる学びの進化につながるのだろう。

このイベントはメタバースで展示会場を作成し、開催期間中にアバターでこの会場を訪問し、展示された絵画作品等を楽しむのを中心としている。誰でもどこからでも「見られる」だけでなく、アバターを介してその空間を訪問できるのが、新しく、そして面白い。

展示された作品は 200 点以上。一般応募作品のほか、神奈川県立藤沢支援学校から 120 作品、カンボジア障害児のアート作品(認定 NPO 法人エファジャパン)や NPO 法人アート・ビーンズ・ファクトリー、放課後デイサービス「カララ」からの様々なスタイルの絵画作品が並ぶ。みんな

の大学校の学生である重度障がいの男性も指先につけた絵具で訪問のヘルパーさんと共に書き上げた「花束」の絵が展示された。その空間に入れば、アバターのヒトのサイズからすると、絵画は巨大な大きさになり、その迫力とともに、これまでは身近な人しか関わることのなかった重度障がい者の絵が圧倒的な存在感を示してくる。

2023 年度の催しの中で行われたシンポジウムのテーマは「メタバース技術をつかった障害者の可能性」。主催側によると、その趣旨は「メタバースの技術によって、障害者のできることが広がっていくことを知ってもらう、理解してもらう」で、現状からメタバースの存在や可能性を広げ、普遍的な価値を示すのが自分の役割である。

登壇したのは、一般社団法人ソーシャルアートラボの代表理事、福室貴雅さん、同理事で車椅子ユーザー向けのウェディングドレスデザイナーの宮澤久美さん、湘南 SDGs ネットワークのコースチーム・学生団体ニューコロンプスの池田大和さん、「みみトモ。ランド」の高野恵理那さん。「障がい者」がキーワードにしたこの取り組みはこれまで福祉領域で活動する方々が中心になってきたが、このメンバーを見ると、メタバースという新しいツールがエンジンとなり、福祉だけではなく、新しい領域や若い方々への広がりを感じる。

持続可能な開発目標のゴール設定である 2030 年に向けた SDGs のキャッチフレーズは「誰一人取り残さない」であるが、スピード重視の社会では、何かをするのに「障害」のある人はすぐに取り残されてしまう。

理念を形にするためにも、新しい技術には誰もが共有しようというマインドも必須である。「メタバース」を起点に、障がい者と支援者という垣根を超えた取り組みがここにはある。シンポジウムでは福室さん、宮澤さんから「ファッション」の切り口での共生社会の未来を示され、池田さんからは学生の活発な動き、高野さんからは聴覚障がいに焦点化した行動が紹介された。誰もが自然に障がいを超えていこうという取り組みにあらためてメタバースとはコミュニケーションのツールであり、その空間を使って誰もが自分らしく生きられるために、必要なことを考えなければいけない、と思う。

そこには悲壮感ではなく、楽しさで過ごせるのであれば、やはり生まれるのは楽しい持続可能なコミュニティなのだと思う。

### コラム 障がい者の生涯学習の風景 3 障がい者の就労とキャリアアップ

2024 年 12 月、文部科学省の「障害者の生涯学習推進アドバイザー」派遣事業として、株式会社東京リーガルマインドが運営する障害者雇用支援センター主催で「企業全体の活性化に向けた障害を持つ社員のキャリアアップ支援」の講演を行った。

ここ数年、障がい者の生涯学習をテーマに自治体や各地の NPO、福祉サービス事業者向けへのレクチャーやワークショップを行ってきたが、企業を対象として大々的に行うのは初めて。私自身、企業こそがこのテーマに取り組むべきと、文科省の委託研究として障がい者の生涯学習に取り組み始めた 2018 年から強く抱き続けてきた思いがある。企業に当たり前存在する「キャリアアップ」という言葉を多様性と包摂の感覚から見直し、誰もが働きやすい場所にするために、

一般社員のキャリアアップとともに障がい者雇用で働く人にも特性に応じた「キャリアアップ」の考えを説明した。

「キャリアアップ」というと、何かしらの評価基準を持って合否を判定することや、何らかの試験の点数で判断されるなどのイメージが強いかもしれない。企業のキャリアアップとはすなわち、仕事に役立つ技術や知識を取得することだとの認識が一般的だ。今回の講演では、生涯教育が前提にあり、それは、人は誰もが学び続ける存在であり、その成長しようという気持ちが生きがいと働きがいにつながる、との文脈で話を展開した。

ここでのキャリアアップは、少し概念を広げて仕事をスムーズにするための学びを指すこととし、そのマインドリセットから始まるコミュニケーションの考え方や障がい者への対応、キャリアアップの実践により、企業全体が活性化するという構図である。この過程において、多様な学びを通じて「成長すること」が企業内の潤滑油になった場合に、従業員のコミュニケーションの質が変わっていくのである。

コミュニケーションの変化は、より穏やかになり、包摂的な表現を使い、多様性を意識した文言となる。それらは社会合理的であり、社内外においてストレスのないコミュニケーションの実践に近づいていく。これを一人ひとりのコミュニケーションの質の向上といい、それは仕事や収益性、そして企業価値の向上に結びつく、との考えである。

2024年、民間企業の障害者法定雇用率は2.5%、2026年7月からは2.7%に引き上げられる。障害者を雇用の対象事業主の範囲が拡大されることで、雇用が発生する中小企業では、頭を悩ませている人も多い。「やらなければ」は結局、対処的な対応となってしまう、障がい者にやりがいと働きがいを与えられず、雇用と休職、辞職を繰り返す悪循環に陥ってしまう。講演の中でも合理的配慮の基本は当事者の特性をコミュニケーションを継続して知り、共有し、何が出来るかを考え続けることである、との話も、「それが難しい」と考えるか、マインドリセットした上でそれを日常的な営みとするかは、企業の方針で決まるはずだ。

生涯学習の視点で企業内でのキャリアアップと結びつける手法として、スロープ型の成長をデザインすることを一つの案として提示した。キャリアアップとは評価基準に即して出来たら階段を1つ上がる(ステップアップ)するイメージの階段型が一般的だが、ここでは周囲が学びを評価し共有しながら進めるスロープ型が望ましいと説明した。

周辺の担当者が一緒に成長を確認し合うことで学びは成立し、それが成長を促すのである。講演後、何人かの来場者からはこのスロープ型への共感が伝えられた。障がい者雇用を管理する部門の方々は、障がい者の方が「(仕事が)できる、出来ない」での評価することに戸惑いと疲れを感じているのではないかもしれない。そう考えてみる。当事者にとっても、周辺のスタッフも、評価で断罪するよりも、生涯学習の枠組みで一緒に成長するほうが心にとってもよいのかもしれない。(引地達也)

#### コラム 障がい者の生涯学習の風景 4 重症心身障がい者と「学び」の枠組み

18歳以降の重症心身障がい者への学びを提供する活動を広く紹介し、啓もうするイベント

「第3回訪問カレッジ『学びの実り文化祭』」が川崎市で開催された。文部科学省の委託研究事業として、重度障害者・生涯学習ネットワークが主催し、メイン会場での体験や交流、ポスター展示のほか、全国をオンラインでのつないでのシンポジウムでは重症心身障がい者の「学び」の現状を共有した。今年3回目のイベントは、年々、主催である同ネットワークが、つながる団体を増やしながら、新しい枠組みに向けて事が動き続けている。

私自身も個人として、そしてみんなの大学校も同ネットワークを構成する団体として、同イベントの初回から関わっている。団体の動きと当事者の声の共有と同時に、仲間からの社会課題への新しい視点も新鮮だ。少しずつではあるが、社会におけるこの分野での視界が開けてきているのを、実感する機会となった。

シンポジウム「全国にひろげよう 重度障害者・生涯学習ネットワーク」で、NPO法人ひまわり・プロジェクトチーム(東京)の代表、藤原千里さんは、新宿区立新宿養護学校との合同学習を紹介し、学びが地域との連携によって成り立ち、課題を解決する可能性を示した。移動支援と連携し、学びたい当事者が移動手段を確保しているのも大きく、これが結果的に地域の活動全体の質の向上につながっているようだ。

訪問カレッジ@きーぼ岡山(岡山)では「とりあえず、できるところから始めよう」をキーワードとして、事業をスタート。「システムが岡山には全くといいほどない。古い機器を使い続けている」状況ではあるが、運営を円滑にするためにも「公的な制度にならなければならない」とのテーマを持ちながら、活動によって「学びたい人を応援する人は案外いる」とこの実感は感じている。だから「希望を語り続ける」との思いも強い。

2024年開設の訪問カレッジ「BePrau」(さいたま市)の西村理佐さんは「(当事者の)私たちの存在をないものをしないで」との声の大切さを訴える。同時に「わたしたちは学び続けたい」という思いと「チャンスとチョイスが圧倒的に少ない」現状を伝えた。「訪ねて来てくれる人だけが世界を繋いでくれる」当事者と「出会って一緒に学んでくれませんか」と呼びかける。「ことばによらないコミュニケーション」「丁寧な意思決定支援」「アクセシビリティの保障」がキーワードとなる。同団体は当事者を「自立した存在として立ち上げる主体」とするために、仕組みを整えなければならない、という。西村さんは、最近よく聞く「誰ひとり取り残さない」とのキャッチフレーズがあっても、はざまでもとこぼしてきた方々を見てきた。そんな状況から、「重度障がい者」とのラベリングするのではなく、自分らしく生きること、一人ひとりが気づくべき、一人ひとりの声に耳を傾けることを基本としたいと強調した。

文部科学省の障害者生涯学習支援推進室の星川正樹室長は「連携」をキーワードに活動が展開することを説明した。西村さんは提言として「わたしの自宅は開かれた小さな社会」であり「訪問型生涯学習支援はわたしという存在が起こす小さなイノベーション」だという。

私も、オンラインで重症心身障がい者への学びを提供し、訪問学習と在宅の就労を織り交ぜながら、新しい生活の形を模索してきた。その模索は少しずつであるが、関係者が増えている。重症心身障がい者が、自分が思う学びや就労が出来ることに周辺の理解を得て、学びや就労が生活の一部になっている。今年のシンポジウムでもまた、大事なことを話す仲間が増え、一人



でも多くの人聞いて、できれば賛同を得て、小さな第一歩を増やしていきたい。その結果、西村さんが話している、重症心身障がい者とのラベリングではない、普通に学べる環境を整えていきたい。そう、障がい者という「枠組み」をなくして、学べるまでいきたいと、私も思い続けている。

## コラム 障がい者の生涯学習の風景5 秋田の熟議が生む垣根のない生涯学習

2021年、秋田県での障がい者の生涯学習カンファレンスで、秋田大学附属特別支援学校の高等部の生徒向けに公開講義を行った私は、そこで秋田県の生涯学習を推進する面々の情熱に触れ、以来、全国各地でこの分野で話をする際には秋田県の熱を帯びた取り組みを紹介してきた。

みんなの大学校のオンライン講義「音楽でつながろう」には秋田県の福祉サービス事業所が参加しており、勝手ながら私は、秋田県を「障がい者の学びを推進する同志」と思い続けている。2024年8月、久しぶりに現地に足を運んで近況を知る機会を得て、秋田の生涯学習がさらに進み、そして課題を見つけ、前に進もうとしている姿を確認した。その中心にいる秋田県生涯学習センターは自分たちの役割を明確にし、交流の場所を運営しながら当事者の声を得る環境のもとで、県内の各地域で「熟議」を進め、地域活性の核にする活動を展開している。

秋田県生涯学習センターは、その役割を「シンクタンク機能」「研修・人材育成」「学習活動推進・情報発信」の3機能とし、それぞれ「調査」「研修」「講座」を具体的な活動と位置付けている。障がい者の生涯学習の活動は2020年実施の「障害者の生涯学習に関するニーズ調査」から始まった。調査は県内の特別支援学校高等部生徒の保護者や卒業後3年以内の保護者で684人が回答。回答結果は文科省の全国調査結果と比較した。

前提として『『共に生きる社会』になるために、障害のある方の生涯学習の機会が必要だと思いますか』の問いに94%が「そう思う」「まあそう思う」と回答、ニーズの高さを確認したが、その中身が「衝撃的だった」(皆川雅仁・同センター主査)という。「お子さんは、生涯学習をどのように続けていますか」に対し「公民館や生涯学習センターなど公的な機関における講座や教室」が全国では13.8%に対し秋田県は2.7%、「図書館、博物館、美術館」が全国17.7%で秋田県は9.1%。誰もが学べる場所のはずの社会教育施設が学習の場として機能していない実態が浮かび上がってきたのだ。

生涯学習センターの職員は、何を目指し、何をやるのかを徹底的に議論し、導いた答えに向けて動いた。それが「ツドウベース」「熟議」「街歩き」「防災講座」「ポッチャ大会」として、活動が展開してきた。生涯学習センター内にあるツドウベースは、県内の企業の協力を得て、運動が出来るコートシートが敷かれ、ポッチャやバドミントン、卓球バレーが常に出来る環境を整えた。利用の対象は「障がい者の生涯学習支援を内容とする活動」に限定し目的を明確化し、ツドウベースでのポッチャに人が集い、場所を拡大し、交流大会を開催するまでになった。

さらに、県内の生涯学習に携わる人と共に学ぶ場として「熟議」も盛況だ。生涯学習センターの社会教育主事がファシリテーターとなり、無理に答えを出すのではなく、気づきを与え、各地の活動を促進するための意見交換は市町村の力を信じているから出来るのかもしれない。その上

で具体的な活動はオーダーメイド型で市町村の活動を支援する考え。一緒になって考え、生涯学習センターのコンテンツを提供し、市町村に「仕組み」を残したいという。

自らも活動し、そして伝えようとする生涯学習センターのスタッフには、お願いされたら「はい」か「イエス」か「喜んで」の3択しかない、とスタッフは笑う(この選択肢は場合によってはハラスメントになる要素ではあるが、参加者が「楽しんで」やるのが大事である)。

市町村に障がい者の生涯学習を広げるには、その行動マインドは大きな影響を与えているようだ。2023年度は北秋田市での車いすユーザー目線での街歩きイベント「アルクベ・イウベ・キクベ」、仙北市の「せんぼく桜スクール」でのポッチャや卓球バレー、八峰町の「防災クッキング」等の具体的な交流につながっている。この活動の基本には「こだわりを持たない」(柏木睦・学習事業チームリーダー)こと。私も地域の生涯学習との関わりで、確立された教育観から抜け出せない社会教育主事や地域を見かける。生涯学習は「どんな人」にも向けた教育だから、反応はさまざま、それを固定の教育観で括るのは難しい。だからこそ、熟議し、考え、新しい価値観を見出して、新しいステージを見つける、作る楽しさがある。秋田の取り組みにはまだまだ楽しさが広がりそうで、今後も「喜んで」学んでいきたいと思う。

## コラム 障がい者の生涯学習の風景 6 地域のリソースを活かす—松山の俳句

目の前に運ばれた御馳走は、豊富な食材で色とりどり、瀬戸内海の名産は何かとながめていると、ホスト役が「この食材で一句お願いします」と楽し気に笑った。そして、食欲をなだめながら、頭を文学志向へと変換し言葉を考えるのは面白い。そう、松山市は俳句の町。街角に正岡子規の歌碑があり、夜の宴にも俳句が飛び出す。

私が松山市を訪問したのは文部科学省の「障害者生涯学習支援アドバイザー派遣事業」として、就労支援を行う福祉サービス事業者への研修のため、「障がい者と学び」について話すのがミッション。松山訪問は、私にとってはちょっとした高揚感がある。文芸と野球で有名なこの地に惹かれ続け、毎日新聞社記者時代には勤務希望地に松山支局を書いたこともあったが、縁がなかった。そして、今、ご縁をいただいたこの機会に見えてきたのは「俳句」と「生涯学習」の美しい調和である。

街の真ん中にある松山城は小高い山の上に天守閣があり、それは町のどこからでも見える。そのシンボルに見守られるように、市電が行きかい、元気そうなお年寄りが乗る自転車は元気そうに見える。穏やかな海と緑、町と人、自然のバランスがちょうどよい。ここに俳句である。松山市のホームページでも「松山市と俳句」とのページを設けて、地域資源と位置づけているようだ。このページによると、「俳諧は正統の連歌から分れて、遊戯性を高めた集団文芸」であり、「明治時代には正岡子規より創作性が重視され、二の句がつけない俳句として独立しました」と説明する。

俳句の基本は、お互いに車座になり、各自が投句することから始まります、とのことで、松山市が盛んなのは、正岡子規の存在以前、「久松松平初代藩主定行が身分を超えて御用商人と座を同じくし、滑稽とおかしみのある俳諧を楽しんだことから始まる。つまり、それは民衆の教養、江戸時代の生涯学習といえるだろう。

元禄時代の4代藩主の定直は芭蕉門の宝井其角に入門、町方大年寄役、栗田樗堂は、2度来遊した小林一茶をもてなし、明治時代の正岡子規による俳句革新運動につながる。松山市は「俳句ポスト」を設けて、日常的に俳句を募集し、地元の愛媛新聞にはその句が掲載される。愛媛新聞にはほぼ毎日、いくつかの俳句が紙面を飾る。愛媛新聞に勤務する友人によると、各地区にある「俳句会」のコミュニティがメンバーの句を新聞社に送り、紙面に掲載する流れだという。訪問した日(2024年8月2日)の愛媛新聞に掲載された俳句は地域面に27句、文化面に24句、文芸面に128句、の合計179句(川柳を含めるとさらに多い)。これは脅威の数かもしれない。

この愛媛新聞の友人は子どもが小学生だった頃、学校から子どもだけではなく、保護者も俳句の提出を求められたという。新聞記者であるその友人は、記者のプライドゆえに腕まくりでその課題に向き合い、渾身の一句を提出し、見事入選を果たしたと、喜んでいて。

「障がい者の生涯学習」として有効であることは、冒頭のホスト役の女性に教えられた地域の句会の様子が大きな示唆となる。目の前の素材を俳句として表現し、その俳句を誰も「批判はしない」という。成果物を味わい、共有し、讃える。その上で改善点を話すこともあるそうだが、基本は車座になって、それぞれの句を味わうのが基本。出された句のすべては無視されることはない。

ここに誰もが「学び合う」生涯学習のエッセンスが詰め込まれている。何かの評価基準や達成度合いに左右されることなく、各人がそれぞれのペースに合わせて、そして周囲の人と関わり合いながら、新しい何かを得ていく。17文字に込める想いや情景、その短さ故に大衆的でもあり、難しさもある俳句には、やはり生涯学習に適した素材であることは間違いない。松山市の俳句に、障がい者の生涯学習の未来を見た気がした。

## コラム 障がい者の生涯学習の風景7 重度障がいの「進路」を考える柔軟性と可能性

特別支援学校高等部では3年生になると卒業後の「進路」を考え、進路指導や担当の教員とともに実習先を探し、実習し、「次の場所」を選び、進路を決定しなければならない。一般就労が難しい場合は就労移行支援という福祉サービスを使って一定の期間、就労の準備を行う場合もあるし、一般就労まで時間をかけてゆっくりやりたい、または一般就労を目指さなくても、目の前の仕事をこつこつすることで日々の生活を安定させたいのであれば就労継続支援B型事業所等の選択肢もある。

そして「就労」よりも日々の生きがいを感じながら過ごすには生活介護事業となるし、外出が困難な重度障がいの方には自宅への訪問での支援になるが、どうしてもつながる社会が狭くなってしまいがちだから、活動の幅は広がらない。結果的に「出来ない」ことを出来るようにする可能性をそれらの支援の制度が奪っている面もある。

この進路に「学び」や「働き」を入れることで制限を超えていこうとみんなの大学校では一昨年から進路の選択肢になるべく取り組んでいるが、まだまだ浸透はしていない。個別に関係のある特別支援学校や訪問学級のある学校に関しては、私たちの活動が少しずつ知られているようで、自宅でどのように学びが継続できるのかを話し合っていく回数も増えてきた。対象者が関東近郊

であれば私が直接、学校や自宅にうかがって生徒と直接話し、現在のコミュニケーションツールを確認し、高等部卒業後に可能な学びの形を考えていく。その時には周辺の理解や支援が必要となる場合もあり、これら周辺や各地域のリソースをどのように活用するかが課題である。

「学び」により生活を充実させ、オンラインでの同級生を増やすことは、当事者の目指せる未来が広がるはずで、周辺も支援をすることで新しい発見になることは間違いないと思う。

しかし前例が少ないだけに、社会での反応は様々。特に特別支援学校の高等部という「教育」行政の中にいた生徒が、卒業後に社会人として地域と関わることは、支援の枠組みの中で社会保障費中の福祉のサービスで語られるようになるのは避けられない。その公的費用の目的を考えた場合、短期的な視点でその人への対応と考えるか、長期的な視点でその人の可能性や幸福を考えるかは自治体次第である。そこに私は、福祉行政の中で「学び」を取り入れることにより、人が活性化することの好循環を説明させてもらっているが、それが響くかどうかも担当者の感性に委ねるところだ。

そんな中で、重度障がい者が学びを継続し、次の可能性を考えるために準備をしていくのを「普通に」考えられないか、という従来の主張に、最近はもう一つの考えが加わった。それは社会の可能性はよい意味で予想不可能であるということである。

発語が出来ない、身体がほぼ動かない重度障がいの方が視線入力や体の一部の小さな筋肉の動きでコンピュータを動かし、自分の気持ちを文字化したり、音声化することで、他者とのコミュニケーションを豊かにすることは、数年前までは考えられないことだった。この急速なコミュニケーションツールの発展は、みんなの大学校で学生になることを可能した。そして現在、さらに生成 AI の利用やチャット GPT の活用を考えると、重度の障がいによりコミュニケーションに制限があったとしても、その制限を乗り越えていく可能性は極めて高い。

その際に必要となってくるのが一般的な教養や「考える」という行為の経験。みんなの大学校は、その時のための準備の場でもある。だからこそ、進路先としてみんなの大学校やほかの学びの場の提供をしているところを普通の選択肢として認識してほしいと思う。この学びは未来の可能性を広げる準備だと認識されたい。生徒本人はもちろん高等部の先生にも学びの継続を基本に進路を一緒に考えていきたい。

## コラム 障がい者の生涯学習の風景8 「はっぴーそんぐ」を共有して生まれるハッピーを感じて

2023年度の文部科学省からの委託研究事業の一環で行ってきた「重度障がい者とどなたにも向けたオープンキャンパス」は、第三回を数え「みんなのおもいを『うた』にしようコンサート」が行われた。重度障がいのある当事者が企画委員となって学びを考え、歌作りに挑戦をしたオープンキャンパスは本年度最後で「はっぴーそんぐ」という歌が出来上がった。

出演者のアーティストにより、その歌が披露され、重度障がい者からこそ出せた言葉に参加者や関係者からは様々な声が寄せられている。障がいにより言葉を発するのに制限がある方々からの言葉で出来た歌詞には、多くの人には分からない感覚も発していて、それは当事者以外にとって深い学びになる言葉でもある。重度障がいのある人と一緒に学ぼうと考えた企画は、当事者

以外への学びを喚起する格好となった。

コンサートはオフラインとして東京都杉並区の西荻窪地域区民センターのホールで行われ、ストレッチャー式車椅子の当事者らや家族、介助者らが参加し、ツイキャスを利用した配信では100人以上が視聴した(アーカイブ視聴は日々増えている)。

出演はこの事業の一環で毎週の「音楽でつながろう」講座の講師を務めたピアノコーラス、サームのハマさん、ケンゴさん、歌手の奈月れいさん、シンガーソングライターの慈光さん。サームや奈月さんとは「ケア」を切り口にした活動をやってきたから、今回のコンサートはこれまでの成果を示す場でもあった。その「はっぴーそんぐ」の歌詞は重度障がい者が思う気持ちを言葉にしたもの。言葉で伝えることに制限がある方にとっては、コミュニケーションとは意思表示に限定されてしまう傾向があるが、それを「学び」の場で歌詞を学び作ることで、彼女らの言葉を「歌」にすることで多くの方に知ってもらおうというのが、企画のもうひとつの狙いにもなった。

その言葉はやはり当事者でなければ出てこない言葉の連続で、「ドライブする」「おふろにはいる」「車椅子にのる」「おでかけする」「家に来る人たち」「病院の人たち」「歌でハッピーバースデーが楽しい」「音楽の授業が楽しい」「公園で遊んでごはんとべて楽しいな」「アンちゃんと通所バスでぼくニコちゃん」「なかま」「みんな」「みんなで学ぶ」など。車椅子に乗ることが楽しくて、外に行くことが楽しくて、通所バスに乗って通所することが楽しいことが伝わってくる。

障がいにより「生きづらさ」を「抱えている」というイメージから「つらさ」だけに焦点を当てがちな社会ではあるが、ハッピーな気持ちは個々人の生き方やどう思うかにかかっている。重度障がいがある事実はそれとして、彼女らのハッピーは日常にあるのだ。それらの歌詞は「生きづらさ」は私たちが判断するものではない、との学びにもなっている。

コンサートに参加した方々の感想はそのメッセージを強く感じたようで、「普段あまり関わることはない方々とお会いできた」ことはインクルーシブの学びの入口として成功。「はっぴいそんぐ」には「はっぴいについて、幸せを感じられる瞬間を自分で見つけられるようにすると楽しくなると感じられた」「楽しいと思える事の幸せを考えさせられた」との感想が寄せられた。その多くが、重度障がい者の声が歌になったことの感動があり、この歌を社会に広める必要性も説かれた。

ある看護師は「『家に来てくれる人』『病院』などのワードで嬉しくて泣きました。受け持ちの患者さんから貰ったメッセージとして聴いてしまったからだと思います。気切で声が出ない女の子、言葉を話せない男の子それぞれみんなの顔が浮かんで、みんなの言葉に感じてしまいました。ストレートな言葉は、心にそのまま伝わって暖かいです」と書いた。

言葉を提供してくださった参加者のみなさん、協力してくださったアーティストのみなさん、関係者のみなさま、ありがとうございました。

## コラム 障がいの生涯学習の風景9 調理メニューの豊富さ、完璧な味が「学び」の証し

名古屋、新潟、山梨、岡山、東京・埼玉等、遠隔にある支援が必要な方への学びの場をつないで私が担当する「メディア論」講義はコロナ禍前の時期から始まった、オンラインだけではなく楽器に1度は私が直接訪問して交わることも織り交ぜて実施している。

山梨県笛吹市の福祉事業型のユニバやまなしは、障害者総合支援法に基づく自立訓練(生活訓練)事業の2年間と就労継続支援B型事業の2年間を合わせた4年間を大学に見立てて運営する事業所で、2019年4月に開所した。私は設立当初の数名の学生だった時から訪問し、その様子を見てきたが、今年度は学生も増え、カリキュラム内容も充実している模様がうかがえる。先日訪問した際には調理実習で学生が3グループに分けられ、3つのメニューの御馳走をいただいた。その完璧な味付けに、彼・彼女らの成長を実感し、ますます仲間と協力する若い時機の学びを社会に広く知ってもらうにはどうしたらよいか、知恵を出す必要を感じた。

その日、学生らが作ったのは「油淋鶏」「ニラ卵炒め」「鶏のから揚げ」をメイン料理にした定食。買い物からグループに分かれて必要な食材を買い、計画に従って料理を仕上げている。メイン以外の副菜には「キムチチゲ」「茶碗蒸し」。3つのグループでは楽しげに冗談を言い合いながらも料理は完成され、自然と私の目の前に並ぶバリエーションは豊かになっていく。

管理者の森澤和仁さんによると、4月から始まった調理の時間は、炊飯とみそ汁作り、卵焼きから始まり、月に4回程の経験を重ねる毎にレベルアップしているという。初回の動画を見ると学生のぎこちなく卵を焼く様子が記録されているが、そのぎこちない学生が目の前で積極的に動いているのを見るのは、気持ちがいい。

福祉サービスを使った学びの場に足を運ぶと見える、その成長した学生たちのたくましい表情。特別支援学校の高等部卒業後に自分で出来るシーンを作り、それを認め、共有することが学びの出発なのである。

数日前、私は特別支援学校高等部の進路指導担当が集まる会合に出席していた。そこでは生徒の進路として、福祉サービスである地域の就労継続支援B型事業の定員がいっぱいで入れるところが少ない、という話になった。一般就労はなかなか難しいという本音を漏らしながら、ある教員はこうこぼした。「私たちの学校の生徒はみんな温室育ちなので……」。支援が必要な生徒が一般の学校とは別の場所で「手厚く」教育を受けることを社会とは隔絶した「温室」と表現したもののだが、その次のステップが描き切れないことの理由にしたい思いからなのだろう。

私は温室をネガティブに捉えず、その温室を社会に広げればよいのではないかと、社会全体を温室にすればよいのではないかと考えてしまう。誰もが「手厚く」関わりあい、それに必要な社会環境を整えていくべきだと思うのだが、先生たちは学校という「温室」から外に出るのが使命のようである。

この議論は先般、障害者権利条約の批准を受けた日本の状況を調査した国連障害者権利委員会が「特別支援教育」の改善が示したように、国際基準からすれば私たちが検討しなければいけない問題である。隔絶ではなく、みんなが一緒の中でどうするか議論を優先することを考えたときに、ユニバやまなしの調理をする学生たちの姿は大きなヒントになる。

私たちは一緒にやることで得る発見が次へのステップになる。森澤さんは調理により、自立、コミュニケーション、共同作業の経験を経てコミュニティが成立すると説明する。作業を通じて出来る上がるコミュニティこそが「自分の」居場所になるのであろう。社会人になって料理をしたことがない、という人と出会う時があるが、障がいの有無に限らず、教育の中で大切なものはご飯を作り、

食べる、という行為かのかもしれない。

特に料理をする、という生活に関わる作業を「家の仕事」「女性の仕事」など旧来あった価値観から、生きるための作法と考えて、自然とスムーズに一緒にやることと捉えた時、「一緒に」から始まる新しい価値観が芽生えていくのだと思う。

## おわりに

本ガイドラインはこれまで同時に語られにくかった「福祉」と「文化」を5つの項目にまとめ整理したが、やはり入口は障がいに対する理解を深めることになる。当事者の気持ちを分らずして、適切な対応及びサービスは成り立たない。

しかしながら、そのサービス提供にあたっては「理解」よりも、人間が肌感覚で持っているであろうケアの認識を確認するのが先決だ。この心持があってはじめて理解が進むとのプロセスを確認したい。

ここで語られた事実や情報、事例などを参考にした上で、それぞれの地域でのリソースを確認し、調べ、つながり、社会教育施設が作る障がい者の学びの場を模索し、実行につなげて、発展させていただければと思う。

調査や聞き取り、文科省による共生社会コンファレンス参加を通じて多くの障がい者の生涯学習が示され、語られ、その先進的な取り組みを遂行するにあたって奮闘する姿を目の当たりにしたが、おおむね共通しているのは「ともに」という感覚と、現在ある「リソースを使う」ことで可能になるとの考えだ。

どんな事を行うにせよ、場所は必要である。その場所を社会教育施設は持っているという自覚とそのアドバンテージを生かし、障がいのある人の困っていること、生涯にわたる学びで得られる豊かな文化生活をイメージしながら、地域に即した連携から「誰も取り残さない」文化施設の運営が望まれている。

本書作成にあたり、ご協力いただいたすべてのみなさまに心より感謝申し上げたい。

(了)

## 研修用整理ノート

	項目	学習形態	得られた知見
1	インクルーシブな「学び」の可能性を視野に置いた運営 (1)「学び」とは何かの確認-どんな障がいでも成立する学び	座学・対話	レポート等
2	(2)文科省の政策及び方向性の確認-国が求める社会教育施設の役割	座学・対話・地域リソースの利用	レポート等
3	(3)障がい者に関する国際基準の確認-障害者権利条約を理解する	座学・対話	レポート等
4	2 障がいへの理解促進を実証的に進める (1)行政区分の3障がいへの理解-それぞれの特性について	座学・対話・当事者との連携	レポート等
5	(2)重症心身障がい者—医療的ケアが必要な障がい者の特性と対応	座学・対話・地域リソースの利用	レポート等
6	(3)発達障がい—適切な対応を理解する	座学・対話・当事者との連携	レポート等
7	3 オープンな施設・イベントを企画する (1)青年学級の歴史と課題-公民館が展開してきた「青年学級」から学ぶ	座学・対話・地域リソースの利用	レポート・発表・企画書作成
8	(2)芸術活動と障がいの知見を高める—芸術作品や音楽、演劇等の活動との協働	座学・対話・地域リソースの利用	レポート・発表・企画書作成
9	(3)オープンイベントの事例検討-実際の運営状況の詳細から検討する	座学・対話・地域リソースの利用	レポート・発表・企画書作成
10	4 地域に根差した障がい者への適切なアプローチを検証する (1)地域福祉の成り立ちへの理解-福祉行政とのコミュニケーションを会得する	座学・対話・地域リソースの利用	レポート・発表
11	(2)福祉サービス区分と障がいの現状-福祉行政への理解を深め連携する	座学・対話・地域リソースの利用	レポート・発表
12	(3)アプローチの方法について—地域状況を理解し適切な関わり合いに向けて	座学・対話・地域リソースの利用	レポート・発表
13	5 民間企業の役割を検討しダイバーシテ	座学・対話・地域リ	レポート・発表



	ィ社会の場づくりを探究する (1)民間企業としての役割の再確認－企業 の特性を生かした取組を推進	ソースの利用	
14	(2)地域での事例と考え方・動き方から学 ぶ－自治体・NPO(市民)主体編	座学・対話・地域リ ソースの利用	レポート・発表
15	(3)地域での事例と考え方・動き方から学 ぶ－医療法人・学校法人主体編	座学・対話・地域リ ソースの利用	レポート・発表

総括コメント:

<sup>1</sup> 元東京都立府中療育センター院長、大島一良氏が 1971 年に発表した分類方法

<sup>2</sup> 例として気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

<sup>3</sup> 厚生労働省科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保険・教育等の連携に関する研究（田村班）」の協力のもと厚生労働省障害児・発達障害援室で作成した資料による

---